

## **<計画案>**

**第3期鎌ヶ谷市障がい者計画**

**第6期鎌ヶ谷市障がい福祉計画**

**第2期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画**

**鎌ヶ谷市**

(表紙裏)

この冊子には音声コード「Uni-Voice」を印刷しています。音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォン等で撮影すると、記載されている内容を取得することができます。

音声コード

# 目次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画の推進.....	5
第2章 障がい者福祉を取り巻く状況.....	7
1 障がいのある人の状況.....	7
<b>第2部 第3期鎌ヶ谷市障がい者計画</b> .....	<b>13</b>
第1章 鎌ヶ谷市の障がい者福祉を取り巻く課題と方向性.....	14
課題1 多様化・複雑化するニーズへの分野横断的対応.....	15
課題2 自立や社会参加に向けたサービス及び支援の提供.....	17
課題3 住民主体で助け合う地域づくり.....	20
第2章 施策の体系と展開.....	22
1 計画の基本理念.....	22
2 施策の体系.....	23
第3章 施策の展開.....	24
基本目標1 丸ごと受け止める包括的支援体制の構築.....	24
基本目標2 個性や能力を伸ばし自立した生活を支えるしくみづくり.....	27
基本目標3 みんなの理解と協働のあるまちづくり.....	31
<b>第3部 第6期鎌ヶ谷市障がい福祉計画 第2期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画</b> .....	<b>35</b>
第1章 障がい者福祉の充実のための成果目標.....	36
1 福祉施設から地域生活への移行.....	36
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	37
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	37
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	38
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	39
6 相談支援体制の充実・強化等.....	40
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	40

第2章 障害福祉サービス・障害児通所支援等・地域生活支援事業の見込み .....	41
1 障害福祉サービスの見込み量 .....	41
2 障害児通所支援等の見込み量 .....	52
3 地域生活支援事業の見込み量 .....	57
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	66
5 相談支援体制の充実・強化のための取組 .....	68
6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	69
<b>資料編 .....</b>	<b>70</b>
1 策定経過 .....	71
2 策定体制 .....	72
鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱 .....	72
鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧 .....	74
3 アンケート調査結果概要（単純集計） .....	75
4 用語解説 .....	103

本文中「※」印を付した用語は、巻末「用語解説」に解説を収録しています。
-------------------------------------

# 第1部

---

## 総論

---

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年に「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」を、平成30年に「第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画」、「第1期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定し、幅広い分野から、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、国が平成30年に策定した「障害者基本計画(第4次)」では、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法<sup>※</sup>)」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法<sup>※</sup>)」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

このたび、「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」並びに「第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画」、「第1期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」がともに令和2年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、これまでの市の取組及び目標値を検証し、計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、新たに「第3期鎌ケ谷市障がい者計画」並びに「第6期鎌ケ谷市障がい福祉計画」、「第2期鎌ケ谷市障がい児福祉計画」を策定します。

## ■障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向

年 度	関連法令等	概 要
平成 23 年	○ <u>障害者基本法</u> ※の一部改正	・ 目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	○障害者虐待防止法の施行 ○ <u>障害者自立支援法</u> ※の一部改正 ○児童福祉法の一部改正	・ 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障がい児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	○ <u>障害者総合支援法</u> ※の施行 ○障害者雇用促進法の一部改正 ○公職選挙法の一部改正 ○ <u>障害者優先調達推進法</u> ※の施行 ○障害者差別解消法の成立 ○障害者の権利に関する条約の批准	・ 障害者自立支援法を改称、障がい者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 公的機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	○障害者総合支援法の改正	・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、 <u>グループホーム</u> ※と <u>ケアホーム</u> ※の一元化など
平成 27 年	○障害者総合支援法の改正 ○難病医療法の施行	・ 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・ 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成 28 年	○障害者差別解消法の施行 ○障害者雇用促進法の改正 ○発達障害者支援法の改正	・ 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・ 法定雇用率算定に精神障がい者が加わる ・ 基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成 30 年	○障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ○障害者文化芸術推進法の施行	・ 障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援の二つの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・ 障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	○障害者雇用促進法の改正 ○読書バリアフリー法の施行	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進

音声コード

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

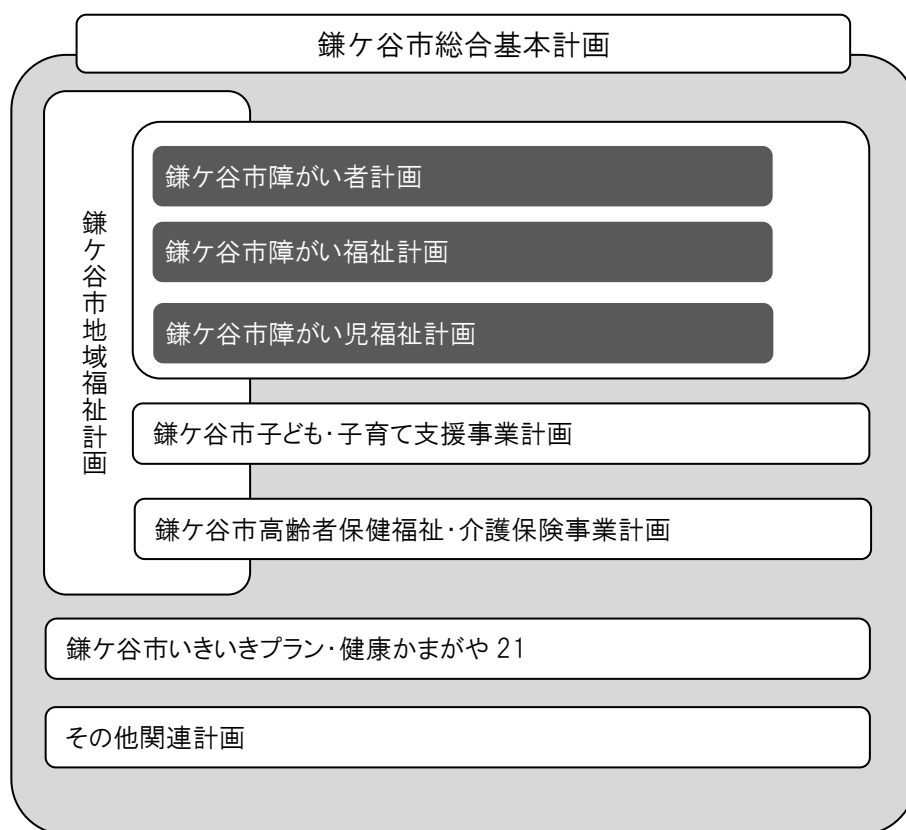
「市町村障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策に関する基本的な計画として策定するものです。

また、「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

### (2) 各種計画における位置づけ

市の最上位計画となる「鎌ヶ谷市総合基本計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「鎌ヶ谷市地域福祉計画※」の部門計画として位置づけます。

#### ■各種計画における位置づけ





### 3 計画の期間

「障がい者計画」は、『第二期鎌ケ谷市障がい者計画』まで、その計画期間を10年間としていましたが、近年の障がい者福祉分野を取り巻く環境の変化や制度改正などへ柔軟に対応するため、『第3期鎌ケ谷市障がい者計画』は、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」2期分に対応する6年間に改めます。

また、『第6期障がい福祉計画』、『第2期障がい児福祉計画』は、これまで通り計画期間を3年間とします。

#### ■計画の期間

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
障がい者計画	第3期（6年間）					
障がい福祉計画	第6期（3年間）			第7期（予定）		
障がい児福祉計画	第2期（3年間）			第3期（予定）		

### 4 計画の対象

本計画において「障がい」とは、障害者基本法第2条第1号で定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を示すものとします。

また、地域共生社会<sup>※</sup>の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、相互に助け合い・支え合うための主体的な取り組みを求めるものです。

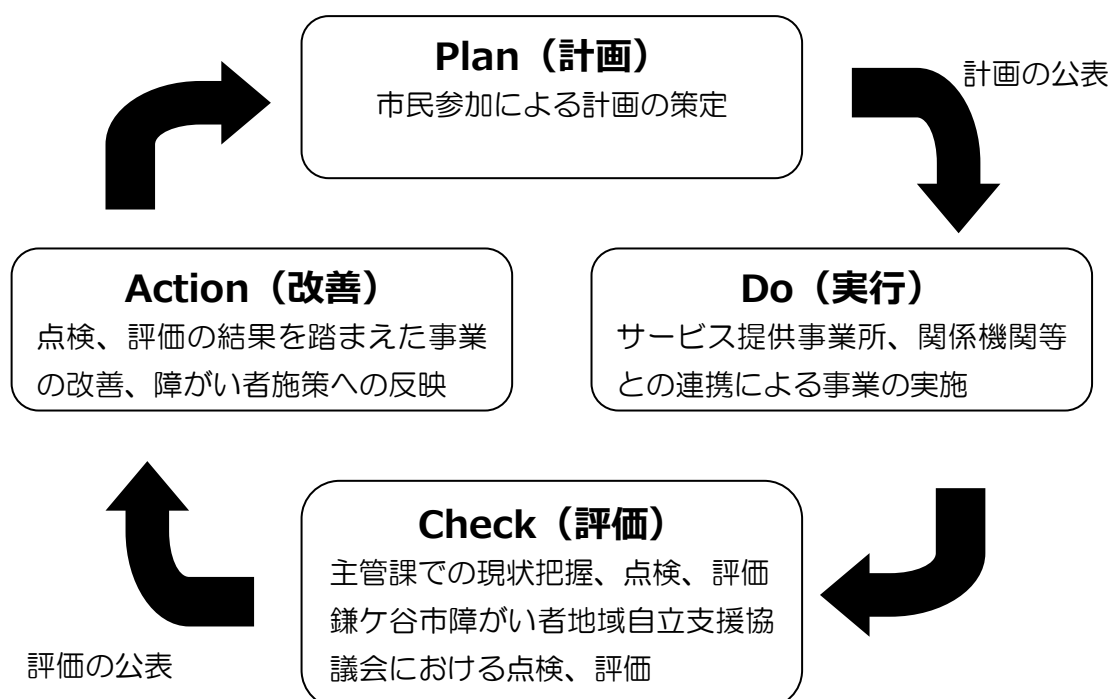
### 5 計画の推進

#### （1）計画の推進管理、情報公開

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

また、「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」を中心に、点検、評価を行い、その結果について公表することとします。

## ■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



### (2) 関係機関等の連携強化

本計画の実現を図るため、保健や福祉、教育等の行政の各分野はもとより、基幹相談支援センター※を中核として相談支援事業所等が連携できるネットワークの構築に取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業※の円滑な実施を進めます。

### (3) 情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障がい者が情報を入手できるよう、さまざまな情報媒体を活用した情報アクセシビリティ※の向上により、障がい者福祉に関する情報を発信します。

### (4) 国・県への要望

本計画の推進にあたっては、国や千葉県の動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に取り組みます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度の実施に向けて、国及び千葉県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 第2章

# 障がい者福祉を取り巻く状況

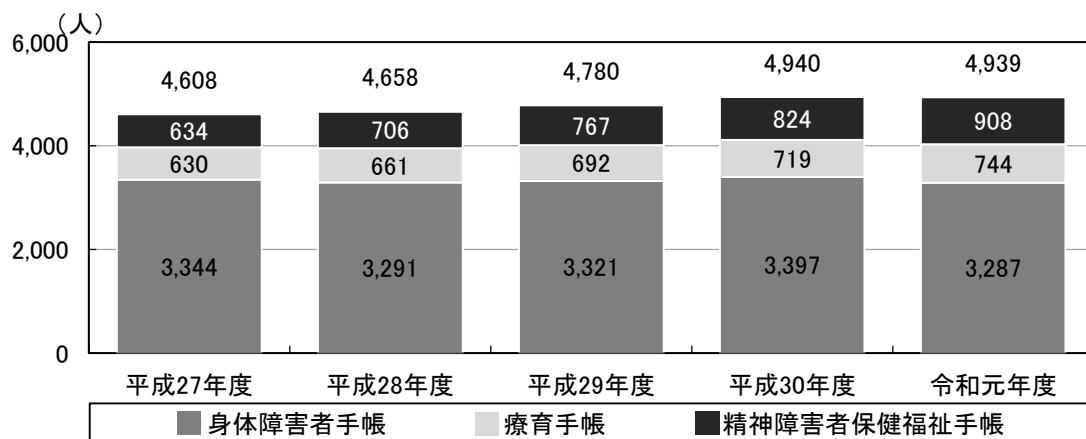
### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、年々増加しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳が約7割を占めていますが、平成27年度から令和元年度にかけての伸び率は精神障害者保健福祉手帳が最も高くなっています(1.4倍)。

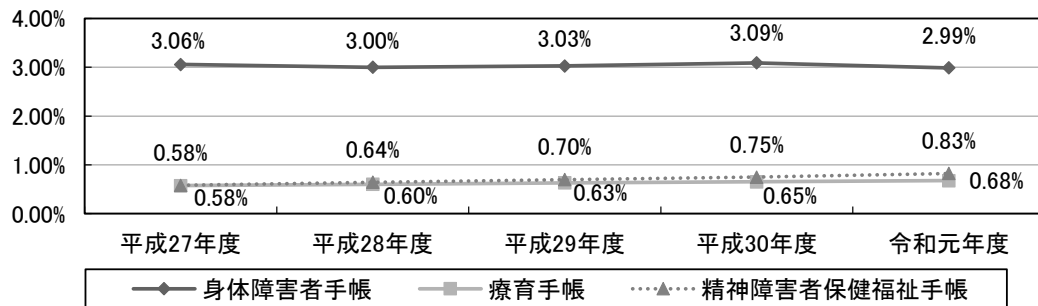
#### ■鎌ヶ谷市の障害者手帳所持者の推移



資料：千葉県(各年度3月31日現在)

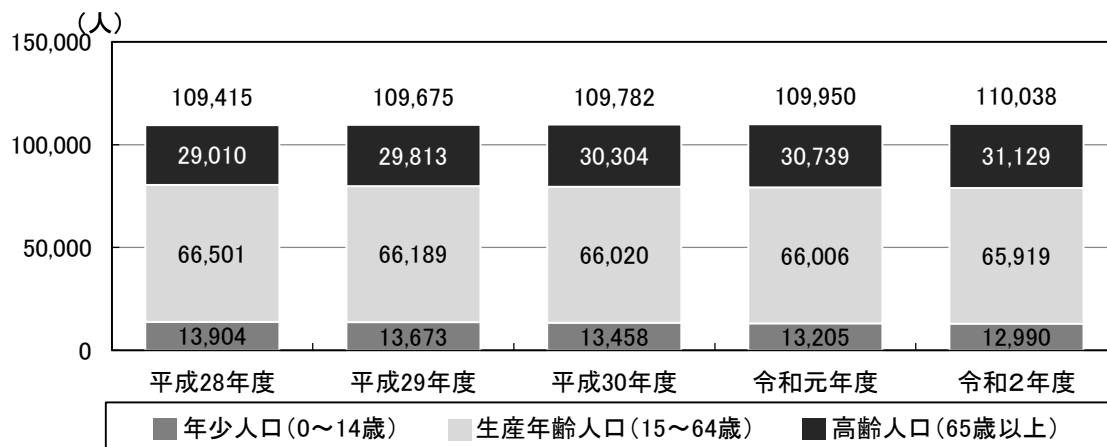
障害者手帳所持者の対総人口比をみると、身体障害者手帳は横ばいですが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加しています。

■鎌ヶ谷市の障害者手帳所持者の対総人口比



資料：障害者手帳所持者は千葉県(各年度3月31日現在)、総人口は住民基本台帳(翌年度4月1日現在)

■鎌ヶ谷市の総人口の推移

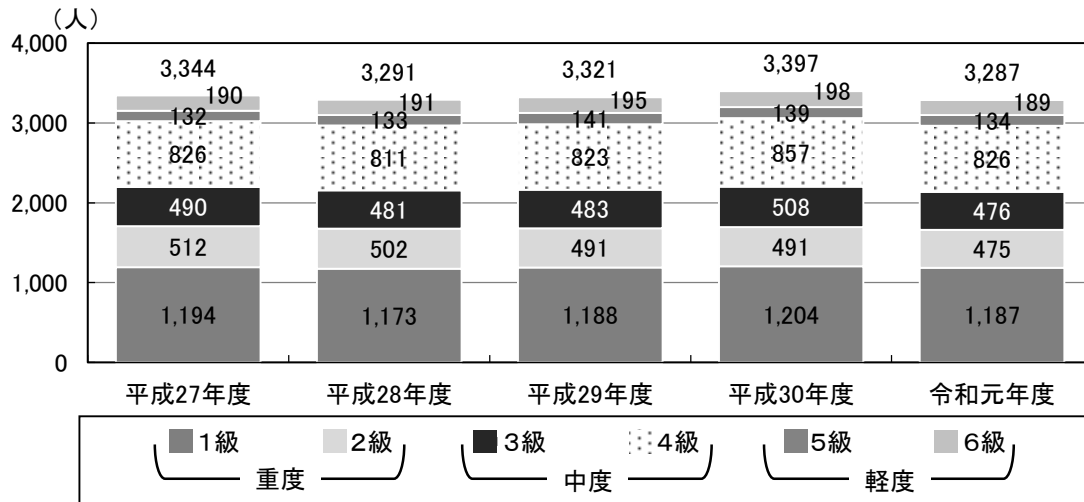


資料：住民基本台帳(各年度4月1日現在)

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の推移をみると減少傾向にあり、等級別では1級、4級の順で多くなっています。

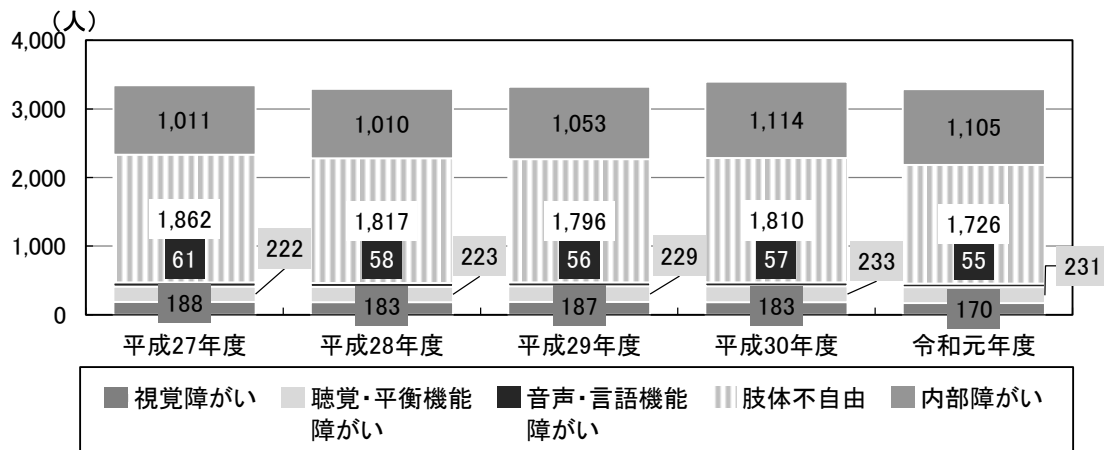
■鎌ヶ谷市の身体障害者手帳所持者数(等級別)



資料：千葉県(各年度3月31日現在)

部位別にみると、肢体不自由、内部障がい順で多く、聴覚・平衡機能障がいと内部障がいが増加傾向にあります。

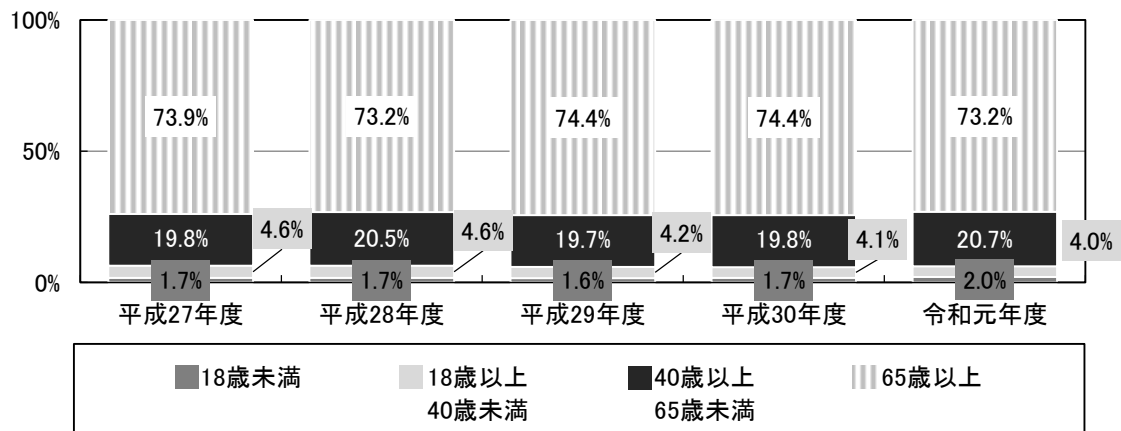
■鎌ヶ谷市の身体障害者手帳所持者数(部位別)



資料：千葉県(各年度3月31日現在)

年齢別の割合をみると、65歳以上が7割を占めているほか、18歳未満と40歳以上65歳未満は増加傾向にあります。

■鎌ヶ谷市の身体障害者手帳所持者数(年齢別)

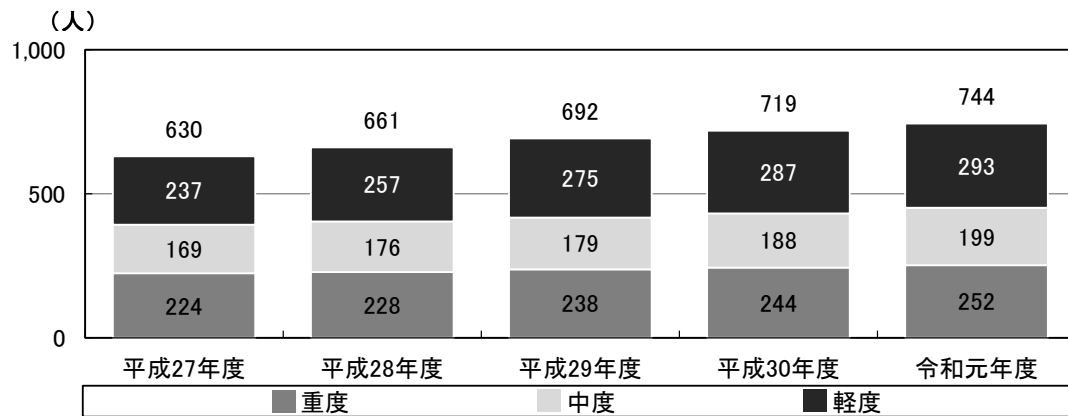


資料：千葉県(各年度3月31日現在)

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、等級別では軽度、重度の順で多く、いずれの等級も年々増加しています。

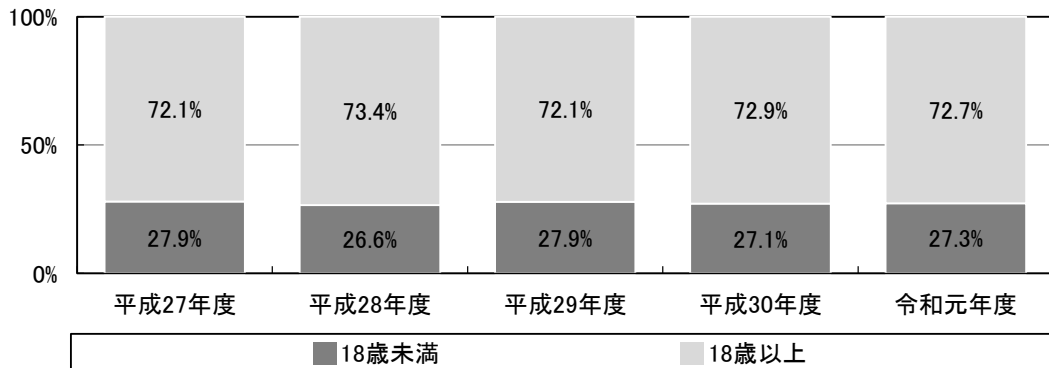
■鎌ヶ谷市の療育手帳所持者数(障がい程度別)



資料：千葉県(各年度3月31日現在)

年代別の割合をみると、18歳以上が約7割を占めています。

■鎌ヶ谷市の療育手帳所持者数(年齢別)

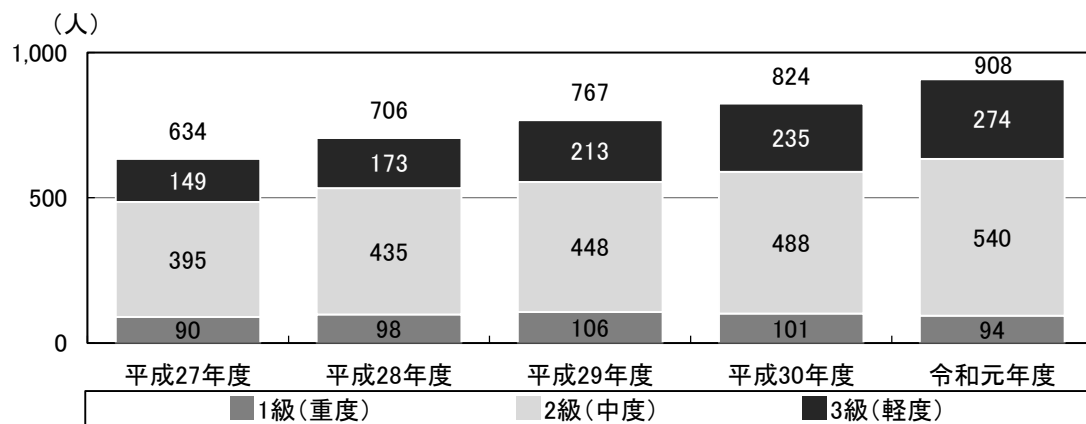


資料:千葉県(各年度3月31日現在)

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると年々増加しており、等級別にみると2級が多くなっています。また、3級は平成27年度から令和元年度にかけて約1.8倍となっています。

■鎌ヶ谷市の精神障害者福祉手帳所持者数

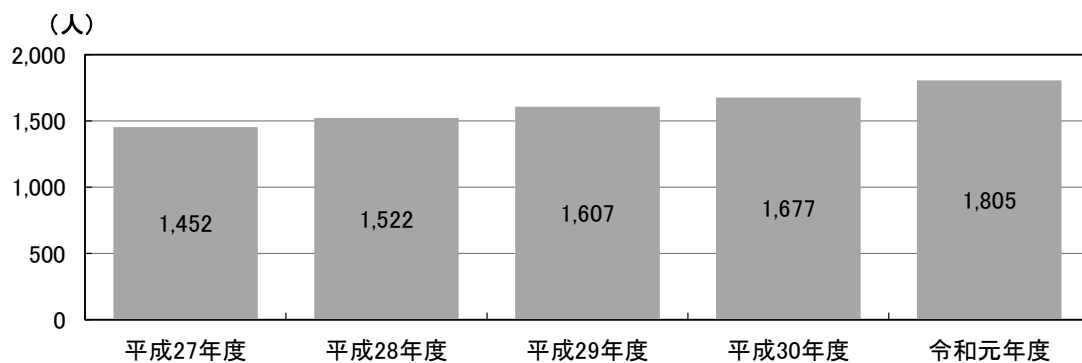


資料:千葉県(各年度3月31日現在)

## (5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）※受給者の推移をみると、年々増加しています。

■鎌ヶ谷市の自立支援医療（精神通院）受給者数

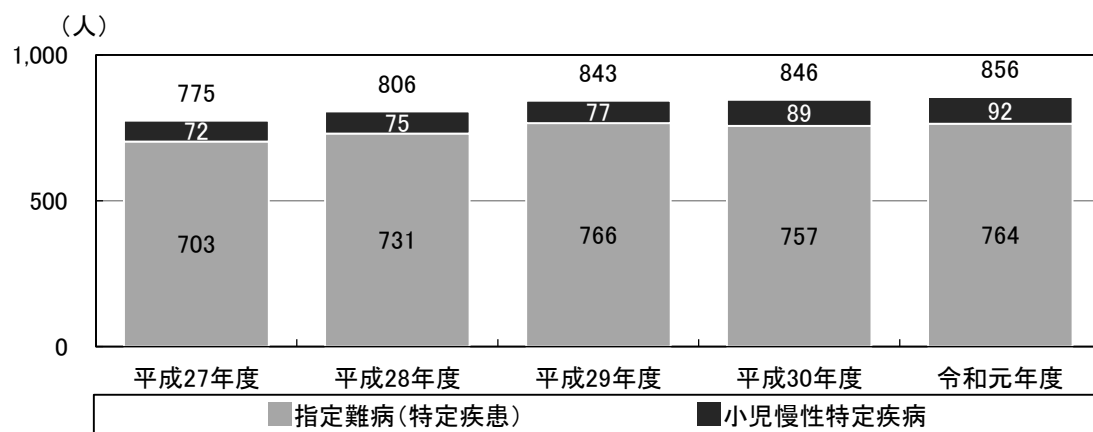


資料：市障がい福祉課

## (6) 指定難病（特定疾患）等医療費助成受給者の状況

指定難病（特定疾患）及び小児慢性特定疾病医療費助成受給者証保持者数の推移をみると、増加傾向にあります。

■指定難病（特定疾患）及び小児慢性特定疾病医療受給者証等保持者数



資料：習志野保健所



## 第2部

---

### 第3期鎌ヶ谷市障がい者計画

# 第1章

## 鎌ヶ谷市の障がい者福祉を取り巻く課題と方向性

平成23年4月に策定した「第二期鎌ヶ谷市障がい者計画」では、4つの基本目標を掲げ施策を進めてきましたが、策定から10年が経過し、障がい者福祉を取り巻く環境や法制度などは大きく変化をしています。

本計画の策定にあたっては、前計画の趣旨や目的を踏まえつつも、これまでの施策体系にとらわれることなく、アンケート調査や、これまでの市の取り組み、国の動向などから鎌ヶ谷市における課題を分析し、新たな基本目標を設定しました。

次頁以降の本計画における課題と方向性もこの考え方に従い「各種調査結果」、「これまでの市の取り組み」、「全国的な動向」、「課題」、「基本目標」の順に記載しています。

### ●アンケート調査結果の概要

市内の障がい者の実情やニーズ等から、これまでの取組の成果と課題を把握し、計画策定にあたっての基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

調査地域	鎌ヶ谷市全域
調査対象者	市内在住の障害者手帳所持者及び難病等の対象疾病の該当者(約5,800人)から2,000人を無作為抽出
調査期間	令和2年6月24日～7月10日
調査方法	・郵送配布、郵送及びweb上のシステムにて回収
回収結果	1,025件(うち調査用紙による回答987件、webによる回答38件) 回答率51.3%

### ●ヒアリング調査結果の概要

当事者や支援をしている事業者の方から、現状・課題、取り組むべき方向性等を把握し、計画策定にあたっての基礎資料として活用するため、ヒアリング調査を実施しました。

調査対象	団体調査:市内当事者団体・家族会6団体 事業者調査:障害福祉サービス提供事業所55事業所
調査方法	郵送または電子メールにて配布・回収
調査期間	団体調査:令和2年6月8日～6月19日、7月1日～7月22日 事業所調査:令和2年6月15日～7月10日
回収結果	団体調査:6団体 事業所調査:27事業所

## 課題1 多様化・複雑化するニーズへの分野横断的対応

### 各種調査結果

#### 【アンケート調査から】

◇18歳未満の障がい者について、障がいに気付いたきっかけは、「病院などの医療機関による受診・健診」が最も多く、次いで「家族による気づき」、「市が実施する健診」となっています。

◇幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要なことは、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が最も多く、次いで「送迎など、通園・通学のサポート」、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」となっています。

◇障がい者福祉に関する情報の入手先は「市役所の窓口」が最も多く、次いで「家族・友人・知人」、「医療機関」となっています。悩みや困りごとの相談先は、「家族・友人・知人」が最も多く、次いで「医療機関」、「市役所の窓口」となっています。

市民のニーズは、医療・保育・教育・労働などの生活全般の各分野で、相互に関連していることから、ライフステージ\*を切れ目なく支援していくためには、他分野との連携による分野横断的な支援体制が必要になっていることがうかがえます。また、横断的支援の入り口となる相談先については公的な窓口での相談の重要度が高いことがうかがえます。

### これまでの市の取組

#### ●相談窓口の充実・強化

平成29年に基幹相談支援センターを設置し、これまで障害福祉サービスなどの支援にうまくつながれずにいた人に対しても、積極的な支援を行う体制を整えています。今後も支援を必要とする人の増加が予測されることから、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等との連携を強化していく必要があります。

#### ●切れ目のない支援体制

障がいの早期発見と早期療育\*体制の充実に向けて、乳幼児健診時に発達相談を実施し、継続的な支援が必要な場合はこども発達センターにつなげる体制を整えており、多くの方に利用いただいています。また、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるようにするためのサポートファイル\*を平成23年度から運用しています。

#### ●分野横断的な支援体制

近年、障がい分野における支援を通じて、家族の介護の問題や、子どもの養育問題など、家庭全体が複合的な問題を抱えているケースが本市においても増えています。障がい者地域自立支援協議会の専門部会においても地域課題として検討を行っていますが、引き続き、障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉といった既存の分野を横断的につなぐ支援体制の構築が求められています。

## 全国的な動向

- 平成30年の社会福祉法の改正により、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築が求められています。
- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める新たな基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築、発達障がい※者等支援の一層の充実、相談支援体制の充実・強化等がポイントとして示されています。

## 課題

全国的な動向としても地域共生社会の実現が求められており、障がい者福祉・児童福祉・高齢者福祉などが一体となった分野横断的支援の重要性が示されています。また、多様化・複雑化する課題を「丸ごと」受け止められる体制の構築が求められています。

本市ではこれまで、相談窓口の強化・充実、切れ目のない支援体制、分野横断的な支援体制の構築について各施策を展開してきましたが、障害者手帳所持者は増加傾向にあるほか、身体障害者手帳所持者の7割が高齢者となっているなど、今後支援の必要な人が増加することが予測されます。分野を超えた横断的対応がより求められています。



### ▶▶基本目標1 丸ごと受け止める包括的支援体制の構築

障がい者やその家族を取り巻く環境における、多様化・複雑化する問題を受け止め、適切な支援につなぐことができる相談支援体制の強化や、分野横断的な連携体制の構築に取り組みます。

また、障がいの早期発見・早期治療に向けて、障がいの特性に応じた療育・教育や保護者の負担軽減など切れ目のない支援を行っていきます。

## 課題2 自立や社会参加に向けたサービス及び支援の提供

### 各種調査結果

#### 【アンケート調査】

◇同居している人や主な介助者は家族が多くなっています。普段介助している人が介助できなくなったときは、家族や親族、ホームヘルパーに頼むという回答が多くなっています。

◇現在の生活の場所は自宅が多くなっており、今後も自宅での生活を希望する割合が高くなっています。

◇現在または将来の不安は、「病気や障がいが悪化すること」が最も多くなっています。

多くの方が自宅での生活の継続を希望している一方で、「病気や障がいが悪化すること」を不安に思っていることがうかがえます。また、主な介助者である家族が介助できなくなったときには、ホームヘルパーなどの、生活を維持するための公的なサービスへの期待が見受けられます。

#### 【アンケート調査】

◇医療行為を受けているかについて、「月に1～2回程度通院している」が最も多く、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で7割程度と、頻度が高い傾向にあります。健康管理や医療について困っていることは、「特にない」が最も多く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」、「医療費の負担が大きい」となっています。

障がいによる通院や治療などで医療費の負担が大きくなっていることがうかがえます。

#### 【アンケート調査】

◇就労状況については、「仕事はしていない」がいずれの年代でも最も多く、次いで40～64歳では「正社員・正職員」が、18～39歳では「アルバイト、パート、契約社員」となっています。さらに、18～39歳では「就労継続支援」などの福祉的就労<sup>※</sup>がそれに次いで多くなっています。

◇働くときに困ることや不安なことは「特にない」が最も多く、次いで「収入が少ない」、「良い体調を維持するのが難しい」となっています。

◇障がい者に対する差別・偏見を感じることとして「仕事」、「収入」が多くなっています。

就労状況は40～64歳で「正社員・正職員」が2番目に多いのに対して、18～39歳までの若年者では「アルバイト、パート、契約社員」が2番目に多く、続いて福祉的就労が多くなっています。若年者では働くことの必要性を感じつつも雇用が不安定になっていることがうかがえます。

また、働くときに困ることとして「収入が少ない」が、差別・偏見を感じることとして「仕事」、「収入」が多くなっていることから、収入や仕事の内容への満足度も高くない状況が見受けられます。

#### 【アンケート調査】

◇外出時に困ることについて、「特にない」が最も高く、次いで「困った時にどうすればよいか心配」、「道路や駅に階段や段差が多い」となっています。

安心して外出ができるように、ソフト・ハード両面からのバリアフリー<sup>※</sup>が求められていることがうかがえます。

## これまでの市の取組

### ●地域生活を支えるサービスの充実

地域生活支援拠点※等の整備の一環として市内で不足しているショートステイの確保を図りました。また、グループホームについては、年々増加しており需要を満たしている状況ですが、親亡き後を見据えて、今後も適切に整備促進に取り組む必要があります。

### ●医療費負担への支援

自立支援医療費の給付、重度障がい者(児)医療費助成、難病患者の援助金、精神障がい者入院費助成など医療費負担の軽減に取り組んできました。

### ●就労支援

就労支援機能の充実に向けて、障害者就業・生活支援センター※やハローワーク※等専門機関との連携により、専門的な見地からの助言や情報交換を行っています。また、福祉的就労の機会の拡充のため、地域活動支援センター※に補助金を交付し生産活動の機会の提供などの支援を行っています。

### ●バリアフリーの推進

道路・交通のバリアフリー化の推進について、市内の道路整備及び歩道の段差解消に取り組んでいるほか、コミュニティバス等の運行事業者への一部補助などにより公共交通網の充実を図っています。情報アクセシビリティの向上に向けては、声の広報や手話通訳者・要約筆記※者派遣事業など、障がい特性に適した情報の提供が可能となるよう努めました。一方で、手話通訳者・要約筆記者の新規登録者は少なくなっています。

## 全国的な動向

●障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める新たな基本指針では、障害福祉サービス等の質の向上、障がい者福祉人材の確保、地域における生活の維持及び継続の推進、福祉施設から一般就労への移行、障がい者の社会参加を支える取組がポイントとして示されています。

●平成30年に障害者文化芸術推進法施行、平成31年に国の障害者文化芸術推進計画が策定されています。

## 課題

障がい者がその意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、日常生活における支援が不可欠となります。

アンケートでは、自宅で家族と暮らすことを望む障がい者が多くなっており、希望に応じた生活を実現するための地域生活を支えるサービスの充実が重要となっています。

医療の面からは、「医療費の負担が大きい」という意見が一定数みられ、通院の頻度も精神障がい者で特に高い傾向にあり、支援をしていく必要があります。

また、自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。

障がい特性や希望に応じた社会参加を促すためには、ソフト・ハード双方のバリアフリーが重要となっています。

**▶▶基本目標2 個性や能力を伸ばし、自立した生活を支えるしくみづくり**

障がい者の自立した生活の実現に向けて、適切な在宅サービスの利用促進、グループホームの整備など、地域生活を支えるサービスの充実に取り組みます。また、医療を安心して受けることができるよう、公費負担医療を継続するとともに、健康づくりへの支援に取り組みます。

また、障がい者それぞれが希望する働き方を実現し、その個性と能力を最大限に発揮することができるよう、就労支援に取り組みます。

さらに、障がい者の社会参加促進に向けて、市内のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※化の推進や、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

## 課題3 住民主体で助け合う地域づくり

### 各種調査結果

#### 【アンケート調査から】

◇障がい者に対する差別・偏見について、約半数が「ある」と回答しています。具体的には「地域の人の接し方や態度」、「仕事」、「収入」が高くなっています。

障がい者の約半数が差別・偏見が「ある」と回答していることから、障がいに対する理解が不十分であることがうかがえます。

#### 【アンケート調査から】

◇災害時に避難できない時、手助けしてくれる人が「いる」は約8割、「いない」は約1割となっています。

#### 【団体ヒアリングから】

◇災害等非常時の情報伝達、地域との連携体制や福祉避難所の開設の時期などに対する不安が挙げられています。

障がい者やその支援者が災害時の避難などに不安を抱えていることがうかがえます。

#### 【アンケート調査から】

◇社会活動、余暇活動で行ったことがあるものは「旅行」が最も多く、次いで「コンサートや映画鑑賞、スポーツ観戦」、「学習や趣味の活動」となっており、今後行ってみたいものも同様の傾向となっています。参加するために必要な条件は、「身近なところで活動できる」、「友人や仲間がいる」が多くなっています。

#### 【団体ヒアリングから】

◇メンバーの高齢化や新しい会員が集まらないなどの課題があるとの意見が多く挙げられています。

社会活動や余暇活動について、参加するために必要な条件として「身近なところで活動できる」、「友人や仲間がいる」が高くなっていることから、引き続き市内で活動する障がい者の当事者団体やサークルに対する支援を行う必要があります。また、団体においては、次の世代の担い手不足の問題が顕著になっていることがうかがえます。

### これまでの市の取組

#### ●障がいに対する理解促進

障がいへの理解の促進に向けては啓発リーフレットの作成・配布のほか、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学習の成果を地域へ発信し、交流活動の推進に取り組んでいます。また、職員研修の実施や差別解消支援地域協議会機能の設置に取り組みました。

権利擁護※体制の推進に向けては、成年後見制度※の啓発及び普及、相談支援を行っています。

#### ●防災体制の充実

地域防災体制の推進に向けて、障がい者に特化した福祉避難所として、事業所との協定を締結したほか、災害時における情報伝達体制の確立に向けて、コミュニケーション支援ボードの作成・設置など、障がい特性に配慮した情報提供事業の普及に努めています。

また、避難行動要支援者※が災害時に地域内で避難支援を受けられるよう、避難行動要支援者名簿の更新を通じた地域での支援体制づくりに努めています。



## ●社会活動・余暇活動への支援

障がい者の当事者団体等への支援のため、団体への補助金の交付等を行っています。また、団体活動やサークル活動のための活動場所の提供や、公共施設の利用料の割引制度を設けています。

年に一度、福祉健康関係団体やボランティア団体等の活動普及や発表の場として、福祉健康フェアを開催し、障がい分野からも多くの団体やサークルが参加しています。障がい者の当事者団体については新規加入者が少なく、高齢化による担い手不足が課題となっています。

## 全国的な動向

- 平成28年に「障害者差別解消法」が施行されています。
- 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指しています。
- 全国各地で自然災害が発生しています。

## 課題

地域共生社会の実現には、これまでの「支援する」「される」という考え方ではなく、それぞれができることに取り組み、支え合い地域の中で生きがいを持って暮らしていくことが不可欠になります。

アンケートでは、地域の人々の障がい者に対する理解が不十分であり、引き続き障がいへの理解促進や、合理的配慮の提供について啓発を行っていく必要があります。

また、災害等の緊急時においては、地域住民同士での支え合いが重要となりますが、アンケートから手助けをしてくれる人がいないという回答が1割に達しており、障がい者が取り残されることのない支え合いによる防災体制の充実に向けたしくみづくりが重要になります。

生きがいを持って暮らしていくためには、社会活動や余暇活動などの社会参加を通じて個性や能力を伸ばしていくことが重要になります。そのためには、身近な場所で障がい特性や希望に応じた、活動への参加の機会を確保していくことが必要になります。



## ▶▶基本目標3 みんなの理解と協働のあるまちづくり

障がい者が身近な地域で安心して生活できるよう、障がいに対する理解促進と、差別の解消、合理的配慮の提供に向けた周知・啓発活動に取り組むとともに、障がい者の権利擁護に取り組んでいきます。

また、障がいの有無にかかわらず、日常的に支え合いながら安心して社会で共に暮らしていくことができるよう、障がいに配慮した災害等の緊急時の助け合いや地域における見守り活動などの防災・防犯体制を構築していきます。

さらに、自分らしい暮らしの実現に向けて、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等の社会活動や余暇活動への支援を行っていきます。

---

## 第2章

# 施策の体系と展開

---

### 1 計画の基本理念

鎌ケ谷市基本構想では、保健・福祉分野における基本目標として、『誰もが健康でいきいきと暮らせるまち』を目指しており、住民相互の支え合い機能と公的支援の連携強化による地域共生社会の形成や、年代や障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいます。

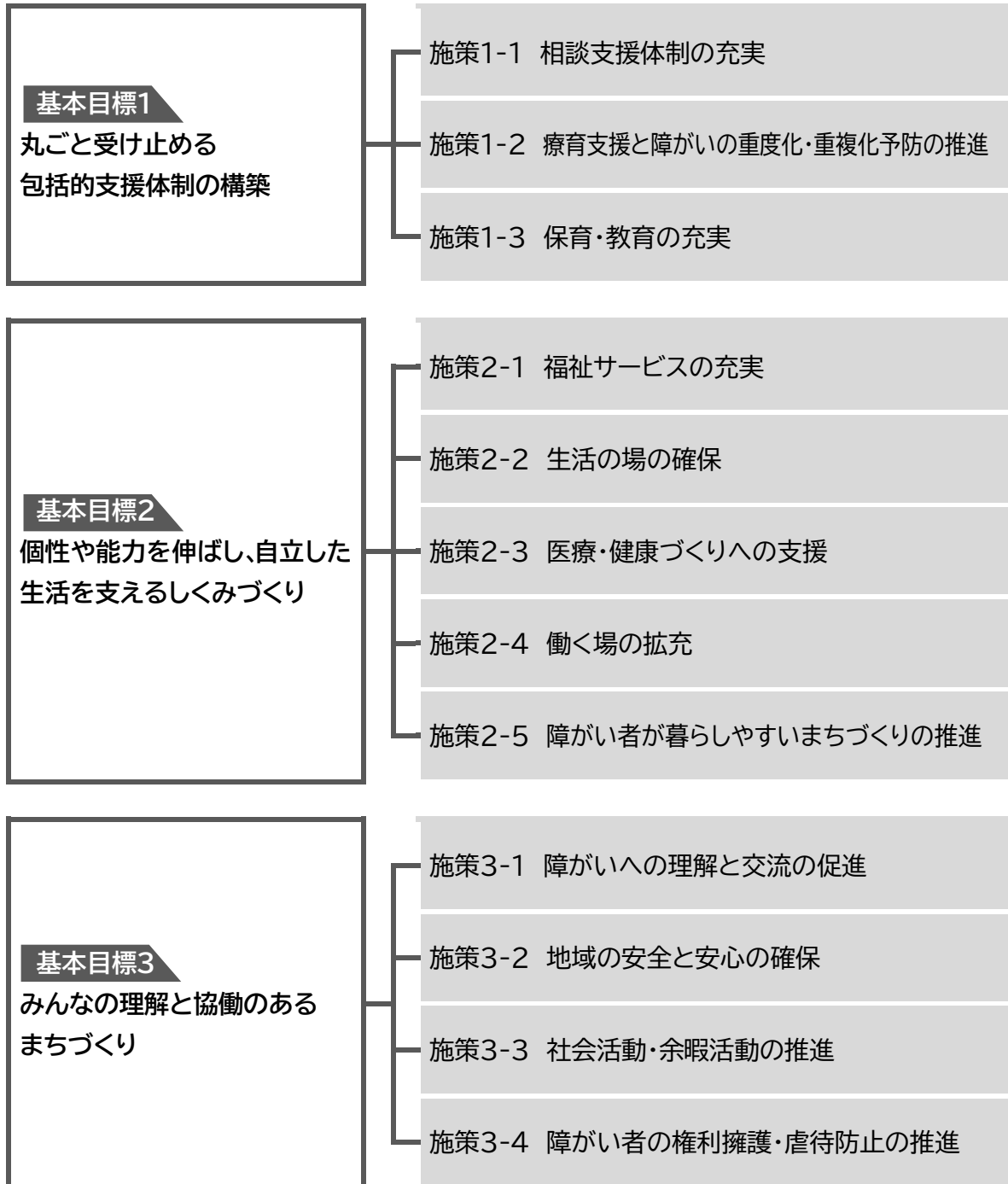
このような考え方を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し支え合い、地域で安心してともに生活を送ることができるよう、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

障がいのある人もない人も、  
お互いを尊重し支え合う共生のまち

## 2 施策の体系

### 基本理念

障がいのある人もない人も、お互いを尊重し支え合う共生のまち



音声コード

# 第3章

## 施策の展開

### 基本目標 1 丸ごと受け止める包括的支援体制の構築

#### 施策 1-1 相談支援体制の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、本人や家族の意向を尊重し、必要とする支援に適切につなげる相談支援の役割が重要です。

そのため、身近な地域で気軽に相談できる相談窓口を充実するとともに、一人ひとりの心身の状況や意向等を踏まえて、適切な支援につなぐことのできる連携体制を強化します。

また、多様化する相談ニーズに対応するため、相談支援専門員・計画相談員などの資質の向上、専門的知識の習得を図ります。

取組	内容	担当課等
(1) 相談窓口の充実	① 基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して相談体制を強化し、障がい者を地域全体で支援する協力体制を構築します。 ② 相談支援専門員等の研修を行い資質の向上を図ります。 ③ 子育て、心身障がいに関する事など、18歳未満の児童その家庭に関する総合的な相談支援を行います。 ④ こども発達センターにおいて、障がい児やその家族の状況に応じ、関係機関と連携を図り、きめ細かな相談支援を行います。	障がい福祉課 こども総合相談室 こども発達センター
(2) 障がい者相談員 <sup>※</sup> の周知	① 市内の障がい者相談員について周知に努め、活用を促進します。	障がい福祉課
(3) ひきこもり支援	① 相談に応じて必要な支援につなげるため関係機関と連携して対応します。	障がい福祉課 健康増進課 社会福祉課
(4) 地域生活支援拠点の機能充実	① 地域生活支援拠点として「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」などの機能の充実を図ります。	障がい福祉課
(5) 包括的支援体制の構築	① 自立支援協議会において分野を超えた包括的支援体制構築を推進します。	障がい福祉課

## 施策1-2 療育支援と障がいの重度化・重複化予防の推進

障がいのある子どもの成長・発達には、乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で障がいを発見し、適切な療育につなげることが重要となっています。そのため、健康診査等での早期発見に努めるとともに保護者及び関係機関との連携による支援の強化を推進します。

また、相談や指導、負担軽減など保護者への支援を行うとともに、多様化する障がいに対応することができるよう、こども発達センターを中心としたサポート体制の整備を推進します。

取組	内容	担当課等
(1) 妊婦及び乳幼児健康診査と相談体制の充実	① 疾病の早期発見・早期治療及び安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦・乳幼児健康診査や健康相談等を実施します。	健康増進課
(2) 乳幼児健診後の指導の充実	① 乳幼児健診時において何らかの支援が必要と判断された乳幼児に対し、専門職による発達相談を実施します。 ② 必要に応じてこども発達センター等の利用につなげます。	健康増進課
(3) 発達段階に応じた療育体制の充実	① ライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、サポートファイルを活用し、保健、医療、福祉、保育、教育等と支援に関する情報の共有化に取り組みます。	こども発達センター
(4) 療育支援と児童発達支援の充実	① 個々の状況に合わせて、基本的な生活習慣の自立・社会性・身体機能の発達を促すよう通所による支援を行います。	こども発達センター

### 施策1-3 保育・教育の充実

障がいのある子どもが、自分の能力に応じて自分らしく生活するためには、個々に応じた適切な支援を行うことができる保育・教育環境の充実が重要となります。

そのため、保育や教育に関わる人の資質向上を図るとともに、多様な障がいに対する理解を深めるための研修機会を充実します。

また、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、多様な学習の場の確保に取り組みます。

取組	内容	担当課等
(1) 保育士、放課後児童支援員の専門性の向上	① 保育士、放課後児童支援員等を対象に、障がい児対策に特化した計画的な研修体制を確保し、質の向上を図ります。	幼児保育課 こども支援課
(2) 保育園、幼稚園、学校等の訪問支援の充実	① 保育園、幼稚園、学校などに専門職員が訪問し、集団に適應できるように、一人ひとりの発達の特性に合わせた支援を行います。	こども発達センター
(3) 適切な就学支援の推進	① 障がい特性と実態に合わせた適切な就学となるよう、保護者への説明会を実施します。 ② 特別支援学級を希望する保護者や児童に対して見学及び体験を実施します。	学校教育課
(4) 個別の教育支援計画 <sup>※</sup> 及び個別の指導計画 <sup>※</sup> に基づく教育の推進	① 学校と他の療育機関等との連携のもと、障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、保護者の意見を踏まえた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を策定します。	学校教育課
(5) 特別支援教育の充実	① 障がいへの理解促進と適切な指導のための教職員研修を実施します。 ② 通常学級に在籍している児童生徒で特別な支援を必要とする子どもにきめ細かく対応するため非常勤講師(ほほえみ先生)を配置します。	学校教育課

## 基本目標 2 個性や能力を伸ばし自立した生活を支えるしくみづくり

### 施策 2-1 福祉サービスの充実

障がいのある人の日常生活を支えるためには、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、様々な障がい特性や年齢に応じたサービスの提供が求められます。

そのため、多様なニーズを把握した上で、サービスの普及と利用促進に取り組みます。

取組	内容	担当課等
(1) 自立支援協議会の充実	① 関係機関の情報共有により、障がいのある人の課題解決に向けた協議を行います。	障がい福祉課
(2) 在宅支援の充実	① 居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援等のサービスを適切に提供し、障がい者それぞれのニーズへの対応に取り組みます。 ② 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、重症心身障がい者児の短期入所や障がい者の日中の居場所を確保します。 ③ 家族介護者の社会参加や、休息(レスパイト <sup>※</sup> )のための事業を推進します。	障がい福祉課
(3) 日常生活用具や補装具 <sup>※</sup> の給付等の充実	① 日常生活用具や補装具について、情報提供に努めるとともに、内容の見直しを行います。	障がい福祉課
(4) 外出支援の充実	① 移動支援、同行援護、行動援護などのサービスを適切に提供し、障がい者の外出を支援することで、社会参加の機会を推進します。 ② 福祉タクシー券などの移動手段に対する助成制度により外出を支援します。	障がい福祉課

## 施策2-2 生活の場の確保

住まいは、地域生活において基盤となるものであり、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」などに対応できる生活の場の確保などが求められています。

そのため、グループホームの整備や居住環境の改善支援により、自立して生活できる住まいの確保を推進します。

取組	内容	担当課等
(1) グループホーム整備促進	① 障がい者の施設から移行した生活の場を確保するため、グループホームの整備促進を図ります。	障がい福祉課
(2) 住宅改修に関する経済的支援	① 障がい者の日常生活の向上のため必要な住宅改造の費用の一部助成を行います。	障がい福祉課

## 施策2-3 医療・健康づくりへの支援

障がいのある人の身体や心にかかる負担を軽減し、心身の健康を維持・増進するためには医療・健康づくりへの支援に取り組む必要があります。

そのため、健康診査や健康相談等、健康維持のための保健活動に取り組めます。

また、心身機能の維持向上にかかる医療費の負担軽減等、障がいの特性に応じた適切な支援を行います。

取組	内容	担当課等
(1) 学校保健の充実	① 発達段階に応じた健康教育の推進と健康診査の充実を図ります。	学校教育課
(2) 疾病の早期発見と予防	① 生活習慣病などの疾病の早期発見を行うため、健康診査や各種がん検診の充実と受診率の向上、結果後フォローアップ体制等の充実に取り組めます。	健康増進課 保険年金課
(3) 医療給付・医療費助成の充実	① 障がいの軽減・回復・治療等に要した費用の一部を自立支援医療により助成します。 ② 重度障がい者の医療費の助成について、県の制度に基づき実施します。 ③ 難病患者への援助金支給、精神障がい者への医療費の一部助成を行います。	障がい福祉課



## 施策2-4 働く場の拡充

障がいのある人の就労に向けては、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供することが重要です。

そのため、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供など、一人ひとりの希望に応じた就労機会の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用を推進することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい福祉施設からの物品・サービスの優先調達を推進します。

取組	内容	担当課等
(1) 就労支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就業を希望する障がい者に対して、就労相談を実施します。</li> <li>② 自立支援協議会を通じて、ハローワークなどの関係機関とのネットワーク強化に取り組みます。</li> <li>③ 障がい者が起業する際の資金の融資の周知普及、利用促進に取り組みます。</li> </ul>	障がい福祉課 商工振興課
(2) 福祉的就労の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動支援センターへの支援などを通じて、地域での生産活動の機会充実に取り組みます。</li> </ul>	障がい福祉課
(3) 一般就労の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者雇用の促進に向け、ハローワークや商工会等との連携強化に取り組みます。</li> </ul>	障がい福祉課
(4) 公的機関の福祉施設等への発注機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市における物品購入等の際に、障がい者を雇用する事業者等の活用を促します。</li> </ul>	障がい福祉課

## 施策2-5 障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人一人ひとりが、情報の入手に困難を感じることなく、必要な際に必要な情報を入手し、適切な支援に結び付くことが重要となります。

そのため、広報紙の音訳、市ホームページの読み上げ機能などによる効果的な情報提供、多様なコミュニケーション手段による情報アクセシビリティの充実に取り組みます。

また、障がいのある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、道路整備や公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン化、移動手段の拡充に取り組みます。

取組	内容	担当課等
(1) 情報アクセシビリティの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 声の広報など、障がい特性に適した情報の提供に取り組みます。</li> <li>② 手話通訳・要約筆記者の派遣及び養成に取り組みます。</li> <li>③ 情報通信技術を活用した情報提供のあり方を検討します。</li> </ul>	広報広聴室 障がい福祉課
(2) バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路整備や歩道の段差解消を計画的に推進します。</li> <li>② 路上障がい物の撤去を推進し、安全な歩行空間の確保に取り組みます。</li> <li>③ 公共施設の新設、建て替え時に、ユニバーサルデザインに即した利用しやすいものとなるよう取り組みます。</li> <li>④ 市内または周辺地域のバリアフリー情報を掲載する鎌ヶ谷市バリアフリーマップの管理・運営を行います。</li> </ul>	道路河川管理課 道路河川整備課 契約管財課 社会福祉課 施設管理者
(3) 市内循環バスの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内コミュニティバスの利便性向上と利用促進に取り組みます。</li> </ul>	都市計画課

## 基本目標3 みんなの理解と協働のあるまちづくり

### 施策3-1 障がいへの理解と交流の促進

地域共生社会の実現には、誰もが障がいに関する正しい知識を持ち、福祉についての理解を深め、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要です。

そのため、広く市民に向け障がいに関する情報提供を行うとともに、「障害者週間」などにおいて、啓発活動を推進します。

また、生涯を通じて障がいに対する理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図ります。

取組	内容	担当課等
(1) 広報活動の充実	① 「障害者週間」などに合わせて、パンフレットなど多様な媒体を活用して、障がいに対する正しい理解や、障害者差別解消法等の普及に取り組みます。 ② <u>ヘルプマーク</u> ※の周知を図ることで、見た目では分からない障がいの存在や配慮の必要性についても周知を図ります。	障がい福祉課
(2) 学校教育等における意識啓発・交流活動の推進	① 小・中学校における福祉体験学習や人権教育を推進するとともに、障がい児等と地域の交流機会の充実を図ります。 ② こども発達センターにおいて、保育園との交流保育を実施し、子ども達が共に成長できるように支援していきます。	学校教育課 こども発達センター
(3) 地域における福祉教育・交流機会の充実	① 障がい者団体が参加する交流イベントなどへの支援を行います。 ② かまがやまなびい大学などを活用した福祉教育を推進します。	社会福祉課 障がい福祉課

### 施策3-2 地域の安全と安心の確保

障がいのある人が安心して日常生活を送るためには、地域住民の助け合い・支え合いによる見守り活動など、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。

そのため、地域や事業所等との連携により、障がいのある人への日頃の見守り活動の充実を図ります。

また、障がいのある人をはじめとする、一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められます。

そのため、地域住民と協力した支援を行うことができるよう、関係団体との連携を図り、災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障がいのある人に配慮した防災対策を推進します。

取組	内容	担当課等
(1) 地域で見守る体制の充実	① 地域住民の相談に応じ、必要な援助を行えるよう、民生委員・児童委員と連携を図ります。	社会福祉課 [社会福祉協議会]
(2) 地域防災等体制の強化	① 避難訓練等へ障がい者の参加を促し、防災・防火意識の高揚と地域防災体制の強化を図ります。	障がい福祉課 安全対策課
(3) 災害時における情報伝達体制の確立	① 「かまがや安心eメール <sup>*</sup> 」や「Net119 <sup>*</sup> 」などにより、障がい者を含めた要配慮者 <sup>**</sup> に対する情報伝達体制の強化に取り組みます。 ② 避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの周知普及に取り組みます。	障がい福祉課 安全対策課 警防課
(4) 要配慮者避難体制の確立	① 避難行動要支援者について情報収集・名簿作成を行い、名簿の運用・管理や地域での支援体制の強化に取り組みます。 ② 避難行動要支援者避難支援制度の継続的な周知普及に取り組みます。 ③ 災害時に障がい者の生活環境が確保されるように、福祉避難所の円滑な運営に取り組みます。 ④ 福祉施設との協定などにより福祉避難所の確保に取り組みます。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢者支援課

### 施策3-3 社会活動・余暇活動の推進

障がいのある人が地域において社会参加を進める際には、障がいのある人同士の交流や、お互いに立場や考えを分かち合うことができる場が重要となります。

そのため、ボランティア団体やNPO法人<sup>※</sup>など、障がいのある人への支援を行う団体が地域で活躍できるよう、活動への支援を行います。

また、当事者団体・家族会の活性化に向けた支援を行うとともに、障がいのある人もない人も交流する場や、様々なつどいの場を提供することで、地域の交流の場を確保します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化に対応しつつ、障がいのある人の豊かな生活の充実に向けて、スポーツ・レクリエーション、生涯学習・芸術活動などの余暇活動に自主的・積極的に参加できる機会の確保に取り組みます。

取組	内容	担当課等
(1) 団体活動への支援	① NPO法人やボランティア団体が実施する障がい者のための学習活動や余暇活動を支援します。 ② 障がい者団体等の自主的活動、団体・家族会同士の交流や連携強化に向けた支援を行います。	障がい福祉課
(2) スポーツ・レクリエーション活動の拡充	① 障がい者が取り組むスポーツやレクリエーション活動を支援します。 ② 障がい者を対象とした各種講座を「新しい生活様式」に対応しながら継続して開催します。 ③ 障がいのある人とない人が共に楽しめる活動機会の充実に取り組みます。	障がい福祉課
(3) 日常活動・学習成果の発表機会の充実	① 福祉健康フェアなど福祉健康関係団体、ボランティア団体等の日常活動の紹介や、学習成果の発表の機会を充実に取り組みます。	社会福祉課 障がい福祉課
(4) ボランティアの支援と連携機能の強化	① ボランティア団体に対する活動支援を行います。 ② 社会福祉協議会等と連携しボランティア団体の育成に取り組みます。	障がい福祉課 [社会福祉協議会]

### 施策3-4 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進

障がいのある人の権利を守るためには、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分ではない人に向けた保護や支援が重要となります。

そのため、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し制度の周知と普及を図ります。

また、虐待は被害者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であり、根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。

取組	内容	担当課等
(1) 成年後見制度の周知と活用	① 成年後見制度の広報やパンフレットの配布等による周知普及に取り組めます。 ② 必要に応じて市長申立て制度などを活用します。	障がい福祉課
(2) 虐待防止体制の充実	① 障がい者虐待防止センターを中心に関係機関と連携し虐待の防止、早期発見に取り組めます。 ② 研修会に参加するなど職員の資質の向上を図ります。	障がい福祉課

## 第3部

---

第6期鎌ヶ谷市障がい福祉計画

第2期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画

# 第1章

## 障がい者福祉の充実のための成果目標

### 1 福祉施設から地域生活への移行

#### ■成果目標の考え方

国の指針	(1) 令和元年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 (2) 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数	49人	令和元年度末の人数

#### ■成果目標

項目	数値	備考
(1) 地域生活移行者	3人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上にあたる3人を設定
(2) 施設入所者の削減	1人	令和5年度末までに削減する施設入所者数 令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上にあたる1人を設定



## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■成果目標の考え方

国の指針	(1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
	(2) 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。【目標設定都道府県】
	(3) 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続する。 また、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標(ページ66参照)を設定する。

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### ■成果目標の考え方

国の指針	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	地域生活支援拠点については、中心となる相談機能を「面的整備型 <sup>※</sup> 」として確保したことから、地域生活支援拠点の他の機能(緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能など)について、充実を図っていく。

### ■成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点の機能の充実	令和5年度末までに、地域生活支援拠点として備える機能(緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能)の充実を図ります。

### ○参考(第5期計画検証結果)

項目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所

音声コード

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### ■成果目標の考え方

国の指針	(1) 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
	(2) 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。【新規】
	(3) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
	(4) 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。【新規】
	(5) このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。【目標設定都道府県】
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

項目	数値	備考
令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	30人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	23人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	6人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	令和元年度末の人数

### ■成果目標

項目	数値	備考
(1) 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	40人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和元年度実績の1.27倍以上

(2) うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	30人	令和元年度実績の1.30倍以上
(2) うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	8人	令和元年度実績の1.26倍以上
(2) うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	2人	令和元年度実績の1.23倍以上
(3) 令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者数	就労定着支援事業利用者を7割以上とします。	
(4) 令和5年度の就労定着支援事業所の就労定着率	就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とします。	

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■成果目標の考え方

国の指針	(1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	(2) 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	(3) 令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
	(4) 令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	(5) 令和5年度末までに医療的ケア児※支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関する <u>コーディネーター</u> ※を配置することを基本とする。【一部新規】
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して設定する。

### ■成果目標

項目	目標
(1) 児童発達支援センターの設置	既に設置済みであるため維持継続します。

音声コード

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	既に整備済みであるため維持継続します。
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	既に確保済みであるため維持継続します。
(4) 医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	既に設置済みであるため維持継続します。
(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置に向けて検討を進めます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標の考え方

国の指針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化の活動指標(68 ページ参照)を設定する。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■成果目標の考え方

国の指針	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
鎌ヶ谷市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、鎌ヶ谷市の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するための活動指標(69ページ参照)を設定する。

## 第2章

### 障害福祉サービス・障害児通所支援等・ 地域生活支援事業の見込み

#### 1 障害福祉サービスの見込み量

##### (1) 訪問系サービス

###### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

###### ■内容

自宅で入浴や排せつの介護、家事援助を行います。

###### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績が増加していることや施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、毎年度2人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	88人	90人	92人	112人	114人	116人
延利用時間 (1月あたり)	1,056時間	1,080時間	1,104時間	1,120時間	1,140時間	1,160時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	103人	108人	110人
延利用時間	1,040時間	1,080時間	1,100時間

## ② 重度訪問介護

### ■内容

重度の障がいのため常に自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護等を総合的に行います。

### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績が増加傾向であることと、将来の需要を勘案し毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	7人	7人	8人	12人	13人	14人
延利用時間 (1月あたり)	2,646時間	2,646時間	3,024時間	3,600時間	3,900時間	4,200時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	9人	11人	11人
延利用時間	2,628時間	3,395時間	3,300時間

## ③ 同行援護

### ■内容

視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は、令和2年度の見込みが大きく減少していますが、令和元年度に3人の増加があったことから、毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	17人	17人	18人	18人	19人	20人
延利用時間 (1月あたり)	340時間	340時間	360時間	306時間	323時間	340時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	18人	21人	13人
延利用時間	296時間	346時間	150時間

## ④ 行動援護

## ■内容

知的障がい・精神障がいにより自らの危機回避が困難な人等の外出を支援します。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は横ばいですが、将来の需要を勘案し、令和4年度に1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	2人	2人	1人	2人	2人
延利用時間 (1月あたり)	5時間	10時間	10時間	2時間	4時間	4時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	1人	1人	1人
延利用時間	2時間	2時間	1時間

## ⑤ 重度障害者等包括支援

## ■内容

常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

## ■見込み量

第5期計画期間に利用実績はありませんが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
延利用時間 (1月あたり)	744時間	744時間	744時間	744時間	744時間	744時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0人	0人	0人
延利用時間	0時間	0時間	0時間

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### ■内容

常時介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行ったり、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績が、増加していることから毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	151人	153人	155人	154人	155人	156人
延利用日数 (1月あたり)	3,020日	3,060日	3,100日	2,772日	2,790日	2,808日

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	147人	151人	153人
延利用日数	2,654日	2,686日	2,900日

### ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

#### ■内容

サービス名	内容
自立訓練(機能訓練)	障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	障がい者支援施設において、または居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。



## ■見込み量

機能訓練については、平成30年度は2人、令和元年度は1人の実績があることから、引き続き1人の利用を見込みます。また、生活訓練については、令和元年度に4人の増加があったことや、施設・病院から在宅に移行する障がい者の増加等を踏まえ、令和4年度から1人ずつの増加を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数 (1月あたり)	20日	20日	20日	5日	5日	5日
生活訓練	実利用者数 (1月あたり)	2人	3人	4人	22人	23人	24人
	延利用日数 (1月あたり)	40日	60日	80日	264日	276日	288日

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
機能訓練	実利用者数	2人	1人	0人
	延利用日数	13日	5日	0日
生活訓練	実利用者数	18人	22人	22人
	延利用日数	196日	256日	300日

## ③ 就労移行支援

## ■内容

就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は横ばいですが、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度2人の増加を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)		45人	48人	51人	47人	49人	51人
延利用日数 (1月あたり)		675日	720日	765日	799日	833日	867日

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数		45人	48人	45人
延利用日数		771日	704日	780日

音声コード

#### ④ 就労継続支援（A型＝雇成型・B型＝非雇成型）

##### ■内容

一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

##### ■見込み量

A型については、第5期計画期間の利用実績は横ばいですが、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度2人の増加を見込みます。また、B型については、令和元年度に大きく増加していることと、今後就労に対するニーズが高まると予想されるため、毎年度2人の増加を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A型	実利用者数 (1月あたり)	32人	33人	34人	41人	43人	45人
	延利用日数 (1月あたり)	640日	660日	680日	697日	731日	765日
B型	実利用者数 (1月あたり)	109人	111人	113人	124人	126人	128人
	延利用日数 (1月あたり)	1,962日	1,998日	2,034日	1,860日	1,890日	1,920日

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
A型	実利用者数	41人	41人	39人
	延利用日数	673日	704日	740日
B型	実利用者数	108人	124人	122人
	延利用日数	1,810日	1,859日	1,900日

## ⑤ 就労定着支援

## ■内容

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。平成30年度から開始したサービスです。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績では増加していることや、福祉的就労から一般就労への移行のニーズが高まることが予想されるため毎年度4人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	3人	5人	34人	38人	42人

実績値	第5期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数 (1月あたり)	14人	22人	30人

## ⑥ 療養介護

## ■内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績がほぼ横ばいであることから、同数の人数を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	12人	12人	12人	9人	9人	9人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	10人	9人	9人

## ⑦ 短期入所（ショートステイ）

### ■内容

在宅の障がい者を介護する人が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	内 容
短期入所(福祉型)	障がい者支援施設等で実施する、医療的管理を必要としない方に向けた短期入所(ショートステイ)です。
短期入所(医療型)	病院や介護老人保健施設で実施する、医療的管理が必要な方に向けた短期入所(ショートステイ)です。

### ■見込み量

福祉型については、第5期計画期間の利用実績は、減少していますが、親亡きあとの支援や地域生活支援拠点事業の充実などを勘案して2人の増加を見込みます。また、医療型については、令和元年度に大きく増加していますが、一時的なものと勘案されるため同数の人数を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	実利用者数 (1月あたり)	26人	27人	28人	21人	23人	25人
	延利用日数 (1月あたり)	260日	270日	280日	210日	230日	250日
医療型	実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数 (1月あたり)	5日	5日	5日	5日	5日	5日

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉型	実利用者数	33人	21人	9人
	延利用日数	369日	199日	150日
医療型	実利用者数	1人	6人	1人
	延利用日数	5日	17日	10日

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### ■内容

グループホームに入居する障がい者を対象として、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

##### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績が増加していることや地域への移行のニーズが高まることが予想されるため、毎年度10人の増加を見込みます。

※()内はうち精神障がい者の見込み

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	47人	49人	51人	100人 (30人)	110人 (33人)	120人 (36人)

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	60人	84人	90人

#### ② 施設入所支援

##### ■内容

施設に入所する障がい者を対象として、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

##### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は増加していますが、福祉施設から地域生活への移行の成果目標(P36参照)を踏まえ、令和5年に1人の減少を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	48人	47人	46人	49人	49人	48人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	46人	48人	49人

### ③ 自立生活援助

#### ■内容

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績はありませんが、施設などから地域への移行のニーズが高まることから予想されるため、毎年度1人の増加を見込みます。

※()内はうち精神障がい者の見込み

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	1 人	3 人	5 人	1 人 (1人)	2 人 (1人)	3 人 (1人)

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0 人	0 人	0 人

## (4) 相談支援

## ■内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画を作成します。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況を確認(モニタリング)し、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

## ■見込み量

計画相談支援については、第5期計画期間の利用実績が増加傾向であることから、毎年度8人の増加を見込みます。また、地域移行支援については令和2年度の利用実績の見込で1人、地域定着支援については、実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案して、地域移行支援は毎年度1人の増加を、地域定着支援は令和5年度に1人の増加を見込みます。

※()内はうち精神障がい者の見込み

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (1月あたり)	110人	115人	120人	148人	156人	164人
地域移行支援	実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	2人 (1人)	3人 (1人)	4人 (1人)
地域定着支援	実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人 (1人)	1人 (1人)	2人 (1人)

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数	132人	148人	140人
地域移行支援	実利用者数	0人	0人	1人
地域定着支援	実利用者数	0人	0人	0人

## 2 障害児通所支援等の見込み量

### (1) 障害児相談支援

#### ① 障害児相談支援

##### ■内容

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い見直し等を行います。

##### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績では、減少していますが、今後サービス利用のニーズは高まることが予想されるため、毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	56人	58人	60人	50人	51人	52人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	59人	55人	49人



## (2) 障害児通所支援

### ① 児童発達支援

#### ■内容

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

#### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績では令和元年度に4人増加していますが、計画期間をとおした平均増加数が2人であることから、毎年度2人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	70人	72人	74人	85人	87人	89人
延利用日数 (1月あたり)	700日	720日	740日	765日	783日	801日

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	95人	99人	78人
延利用日数	998日	944日	730日

### ② 医療型児童発達支援

#### ■内容

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。

#### ■見込み量

第5期計画期間では利用実績はありませんでしたが、将来の需要を勘案し、1人の利用を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
延利用日数 (1月あたり)	5日	5日	5日	5日	5日	5日

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0人	0人	0人
延利用日数	0日	0日	0日

### ③ 放課後等デイサービス

#### ■内容

授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

#### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は増加しているため、毎年度10人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	104人	106人	108人	150人	160人	170人
延利用日数 (1月あたり)	1,248日	1,272日	1,296日	1,500日	1,600日	1,700日

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	120人	142人	143人
延利用日数	1,248日	1,459日	1,506日

### ④ 保育所等訪問支援

#### ■内容

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績では、令和2年度の利用実績の見込みはありませんが、将来の需要を勘案し、毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	3人	4人	5人	3人	4人	5人
延利用日数 (1月あたり)	3日	4日	5日	3日	4日	5日

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	4人	1人	0人
延利用日数	6日	1日	0日

## (3) その他障害児支援サービス

## ① 居宅訪問型児童発達支援

## ■内容

重度の障がい等の状態にある障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。平成30年度から開始したサービスです。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績はありませんが、将来の需要を勘案し、令和5年度に1人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	0人	1人	2人	1人	1人	2人
延利用日数 (1月あたり)	0日	1日	2日	1日	1日	2日

計画値	第5期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数 (1月あたり)	0人	0人	0人
延利用日数 (1月あたり)	0日	0日	0日

## ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

### ■内容

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター(相談支援専門員等)を配置します。

### ■見込み量

国の方針を踏まえ、各機関と連携しながら、令和5年度に1人の設置を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター数	0人	0人	1人	0人	0人	1人

計画値	第5期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
コーディネーター数	0人	0人	0人

### 3 地域生活支援事業の見込み量

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ■内容

地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

##### ■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

##### ■内容

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

##### ■見込み量

すでに実施しており、引き続き実施していきます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有	有

#### (3) 相談支援事業

##### ■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的にを行います。

音声コード

障がい者自立支援協議会	相談支援事業の評価や地域課題の解決に係る協議、調整等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置等を行います。
住宅入居者等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

## ■見込み量

基幹相談支援センターについては、平成29年度に開設しており、引き続き事業を実施していきます。障がい者自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居者等支援事業についても、すでに実施しており、引き続き実施していきます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	設置 か所数	9か所	10か所	10か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	設置の か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
障がい者自立支援協議会	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居者等支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	設置 か所数	10か所	10か所	10か所
基幹相談支援センター	設置 か所数	1か所	1か所	1か所
障がい者自立支援協議会	設置の 有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の 有無	有	有	有
住宅入居者等支援事業	実施の 有無	有	有	有

※ 障害者相談支援事業の数値については、令和2年度まで「指定特定相談支援事業者」数を記載していたが、令和3年度計画値から地域生活支援事業のうち障害者相談支援事業の「一般的な相談」を担う「委託相談支援事業者」数に改めた。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ■内容

判断能力が十分でない障がい者の権利を守るため、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

##### ■見込み量

第5期計画期間に利用実績はありませんでしたが、成年後見制度の必要性が高まっていることから、2人の利用を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (年間)	2人	2人	2人	2人	2人	2人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0人	0人	0人

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■内容

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築等を行います。

##### ■見込み量

第5期計画期間に利用実績はありませんが、関係機関と連携し事業の実施について検討していきます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	有	無	無	有

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施の有無	無	無	無

## (6) 意思疎通支援事業

### ■内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援します。
手話通訳者等設置事業	市役所内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

### ■見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第5期計画期間の利用実績が増加傾向であることを踏まえ、毎年度10件の増加を見込みます。また、手話通訳者等設置事業については、これまでどおり1人の設置があり、引き続き同数を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延利用件数(年間)	340件	360件	380件	450件	460件	470件
手話通訳者等設置事業	設置者数(年間)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延利用件数	365件	487件	280件
手話通訳者等設置事業	設置者数	1人	1人	1人



## (7) 日常生活用具給付等事業

## ■内容

障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

## ■見込み量

各用具について、第5期計画期間の利用実績及び将来の需要を勘案し、増加または同数を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	延利用件数 (年間)	7件	7件	7件	6件	6件	6件
自立生活支援用具	延利用件数 (年間)	12件	13件	14件	18件	18件	18件
在宅療養等支援用具	延利用件数 (年間)	11件	11件	11件	13件	13件	13件
情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (年間)	10件	11件	12件	17件	17件	17件
排泄管理支援用具	延利用件数 (年間)	1,820件	1,850件	1,880件	2,220件	2,250件	2,280件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数 (年間)	1件	1件	1件	1件	1件	1件

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	延利用件数	6件	5件	5件
自立生活支援用具	延利用件数	20件	18件	18件
在宅療養等支援用具	延利用件数	12件	20件	13件
情報・意思疎通支援用具	延利用件数	10件	21件	17件
排泄管理支援用具	延利用件数	2,144件	2,162件	2,190件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数	1件	0件	0件

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ■内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は横ばいですが、平成30年度、令和元年度の受講状況を勘案し、10人を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了者数 (年間)	10人	10人	10人	10人	10人	10人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講習修了者数	11人	11人	0人(中止)

## (9) 移動支援事業

### ■内容

屋外での移動に伴う障がい者に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績では令和2年度の利用実績の見込みは減少していますが、令和元年度に7人増えていることから、移動に対するニーズが高まることが予想されるため毎年度2人の増加を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	22人	24人	26人	37人	39人	41人
延利用時間 (1月あたり)	180時間	190時間	200時間	370時間	390時間	410時間

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	33人	40人	35人
延利用時間	324時間	454時間	350時間

## (10) 地域活動支援センター

## ■内容

在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

## ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は全体的に減少傾向にあります。センターの利用状況を勘案し、引き続き同数を見込みます。

計画値		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内分	実利用か所数 (年間)	3か所	3か所	3か所	2か所	2か所	2か所
	実利用者数 (1月あたり)	21人	21人	21人	12人	12人	12人
他市利用分	実利用か所数 (年間)	4か所	4か所	4か所	1か所	1か所	1か所
	実利用者数 (1月あたり)	4人	4人	4人	3人	3人	3人

実績値		第5期計画(令和2年度は実績見込)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内分	実利用か所数	3か所	2か所	2か所
	実利用者数	20人	12人	12人
他市利用分	実利用か所数	2か所	1か所	1か所
	実利用者数	2人	3人	3人

## (11) 日中一時支援事業

### ■内容

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の社会参加や介護者の一時的な休息を図ります。

### ■見込み量

第5期計画期間の利用実績は減少傾向となっておりますが、一定のニーズがあることが予想されるため、令和元年度の実績30人を見込みます。

計画値	第5期計画			第6期計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (1月あたり)	30人	35人	40人	30人	30人	30人

実績値	第5期計画(令和2年度は実績見込)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	29人	30人	15人

## (12) 発達障がい児者及び家族等支援事業

### ① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新規】

#### ■国の考え方

現状のペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

#### ■見込み量

発達障がい児者及び家族支援事業として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数 (年間)	10人	10人	10人

## ② パARENTメンターの人数【新規】

## ■国の考え方

現状のペアレントメンター※養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

## ■見込み量

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成に向けて、関係機関と連携して検討していきます。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置者数 (年間)	0人	0人	1人

## ③ ピアサポートの活動への参加人数【新規】

## ■国の考え方

現状のピアサポート※の活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

## ■見込み量

発達障がいの子をもつ保護者や家族、当事者同士等が集まりお互いの相談や情報交換を行うピアサポートの活動へ参加しやすい環境を整えるため、関係機関と連携し情報収集や活動の支援などを行います。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延参加者数 (年間)	0人	0人	5人

## 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数【新規】

#### ■国の考え方

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

#### ■見込み量

自立支援協議会の中に政策課題チームとして「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討チーム」を設置し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置しています。引き続き継続して協議の場を確保します。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数(年間)	6回	6回	6回

### ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数【新規】

#### ■国の考え方

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。

#### ■見込み量

令和元年度の出席者の内訳をもとに現状を維持するとともに、協議の進捗状況などを加味し必要に応じて参加者の拡大を目指します。

※( )内はうち精神科以外の医療機関からの出席者の見込み

計画値		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(延べ)	保健	9人	9人	9人
	医療	18人 (0人)	18人 (0人)	18人 (0人)
	福祉	28人	28人	28人
	介護	5人	5人	5人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	合計	60人	60人	60人

## ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数【新規】

## ■国の考え方

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

## ■見込み量

現状においても、目的設定及び評価を行っていることから、協議のサイクルを維持していきます。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定及び評価 の実施回数 (年間)	1回	1回	1回

## 5 相談支援体制の充実・強化のための取組

### ① 総合的・専門的な相談支援【新規】

#### ■国の考え方

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

#### ■見込み量

既に基幹相談支援センターに社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、総合・専門的な相談支援を実施しているため取組を継続します。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

### ② 地域の相談支援体制の強化【新規】

#### ■国の考え方

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

#### ■見込み量

基幹相談支援センターを中心に相談支援事業者に対して訪問等による指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行っていきます。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数 (年間)	9回	9回	9回
人材育成の支援件数 (年間)	1回	1回	1回
連携強化の取組の 実施回数 (年間)	12回	12回	12回



## 6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【新規】

#### ■国の考え方

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

#### ■見込み量

千葉県で実施する研修の状況などを考慮し、可能な限り職員の研修への参加を促します。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数 (年間)	16人	16人	16人

### ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新規】

#### ■国の考え方

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

#### ■見込み量

既に事業所と個別に行っている審査結果の確認を総体的に分析し事業所等と共有する体制を整えます。

計画値	第6期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共有体制の有無	有	有	有
実施回数 (年間)	1回	1回	1回

# 資料編

---

# 1 策定経過

開催日	会議名	内容
令和2年5月19日 ～令和2年5月27日	第1回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	計画策定の概要について、アンケート 調査票の検討 ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 の観点から書面会議として実施
令和2年6月8日～ 令和2年6月19日	団体ヒアリング調査実施 (1回目)	市内当事者団体・家族会6団体に対し てヒアリング調査を実施
令和2年7月1日～ 令和2年7月22日	団体ヒアリング調査実施 (2回目)	
令和2年6月15日～ 令和2年7月10日	事業所ヒアリング調査実施	市内障害福祉サービス提供事業所55 事業所に対してヒアリング調査を実施
令和2年6月29日	庁内事業評価の照会	事業内容や取組の把握と評価
令和2年6月24日～ 令和2年7月10日	アンケート調査実施	市内在住の障害者手帳所持者等2,00 0人を対象にアンケート調査を実施
令和2年8月28日	第2回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	アンケート調査・団体ヒアリングの結果 概要報告、計画の構成の検討、基本目 標の検討
令和2年10月16日	第3回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	施策の検討、成果目標・見込み量の検 討
令和2年10月27日	政策調整会議	計画(案)を付議
令和2年11月9日	政策会議	計画(案)を付議
令和2年11月27日	第4回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	計画(案)の説明、意見聴取
令和2年12月21日～ 令和3年1月19日	パブリックコメント実施	計画(案)について意見募集
令和3年2月16日	第5回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	パブリックコメント結果報告、計画の承 認
令和3年〇月〇日	計画決定	計画の決定
令和3年3月30日	第6回鎌ヶ谷市障がい者 地域自立支援協議会	策定計画の説明

音声コード

---

## 2 策定体制

---

### 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(平成19年8月9日告示第63号)

(設置)

第1条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 鎌ヶ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること。
- (5) 障がいを理由とする差別に関する相談事例等に係る情報の共有に関すること。
- (6) 障がいを理由とする差別の解消の取組に係る情報の交換及び啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の地域の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 権利擁護・地域福祉関係者
- (7) 障がい者団体関係者
- (8) 行政関係機関職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

## 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧

0	氏名	所属	役職等
◎1	黒岩 史郎	特定非営利活動法人 青空の会	理事長
2	江間 由紀夫	東京成徳大学 応用心理学部	教授
3	渡辺 浩隆	社会福祉法人 優幸会 みちる園	施設長
4	菅野 麻希	医療法人梨香会 自立支援センター	センター長代理
5	金子 あかり	習志野健康福祉センター(習志野保健所)	精神保健福祉相談員
6	松見 和樹	千葉県立つくし特別支援学校	教頭
7	松村 桂子	千葉県立松戸特別支援学校	進路指導主事
8	井手 勝則	鎌ヶ谷市商工会	会長
9	小川 洋	船橋公共職業安定所	統括職業指導官
10	山本 幸子	社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会	副会長
11	高木 由美子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	西部地区会長
12	櫻澤 美智子	鎌ヶ谷市身体障がい者福祉会	会長
13	飯高 優子	NPO法人 鎌ヶ谷市手をつなぐ親の会	理事長
14	西出 信夫	心の健康を支えあう きぎょうの会	会長補佐
15	會澤 奈穂子	鎌ヶ谷市聴覚障害者福祉会	役員
○16	菊地 謙	中核地域生活支援センター習志野圏域・まるっと	地域総合コーディネーター
17	勝又 和久	脊柱靭帯骨化症千葉県患者会	会長
18	石塚 友子	医療法人社団 啓友会	障害者グループホーム等支援ワーカー
19	三浦 健	社会福祉法人 南台五光福祉会 障害者支援施設 もくせい園	施設長
20	林 宏幸	社会福祉課	課長
21	館岡 文	健康増進課	主幹

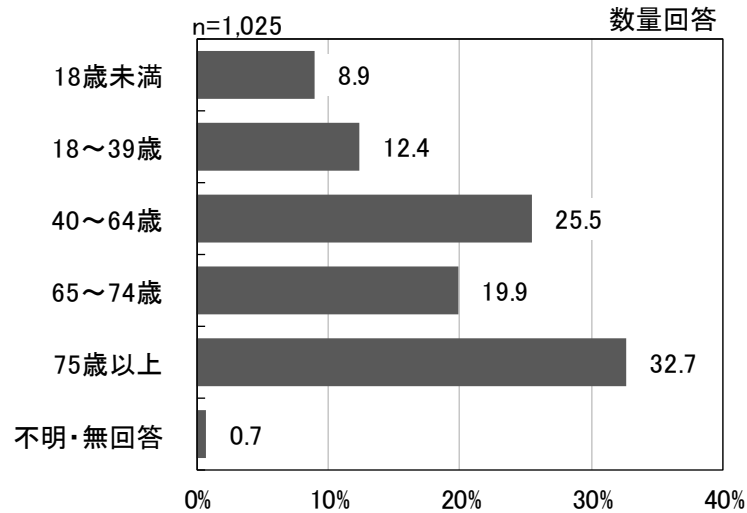
音声コード

◎は協議会会長、○は協議会副会長

### 3 アンケート調査結果概要（単純集計）

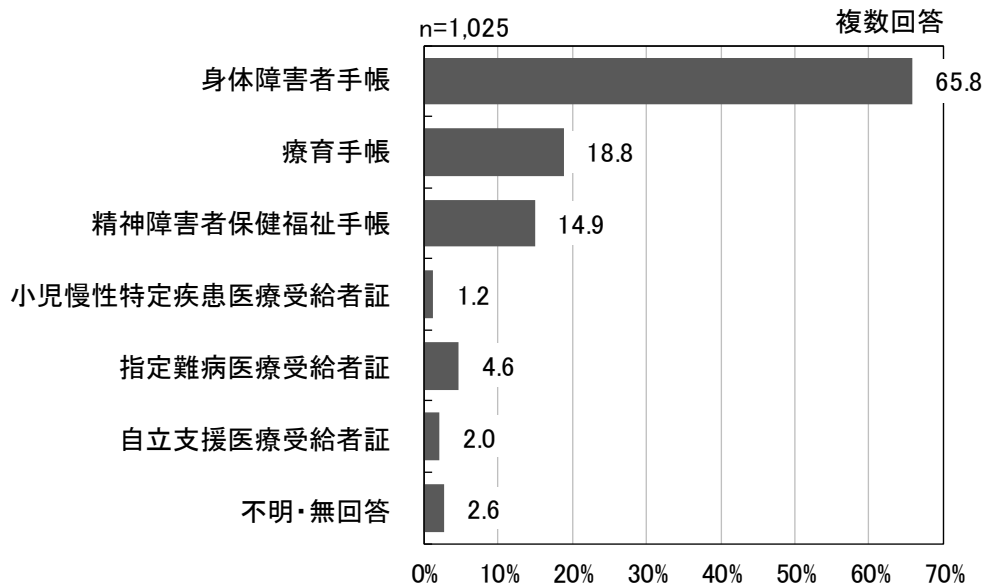
あなた（宛名のご本人）とご家族のことについて

【1】 あなた（宛名のご本人）の年齢をお答えください。（数字を記入）



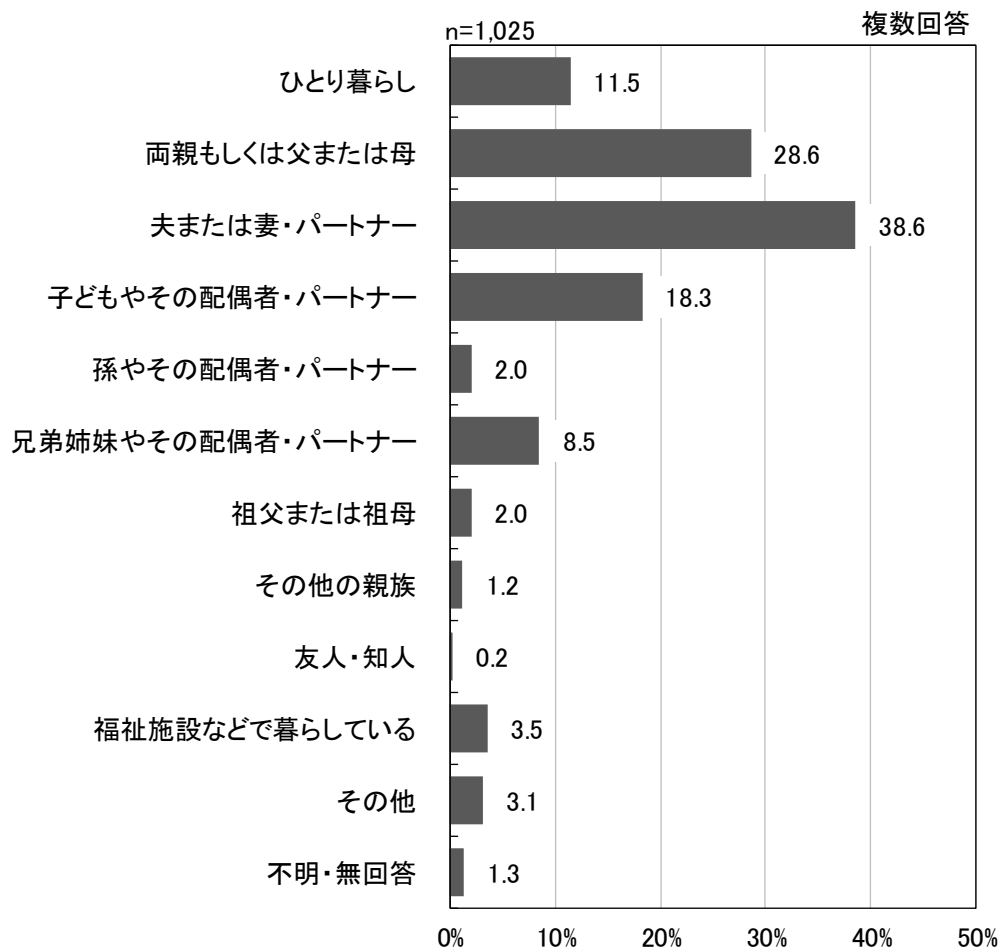
【2】 お持ちの手帳などの種類と等級をお答えください。

○手帳・給付など



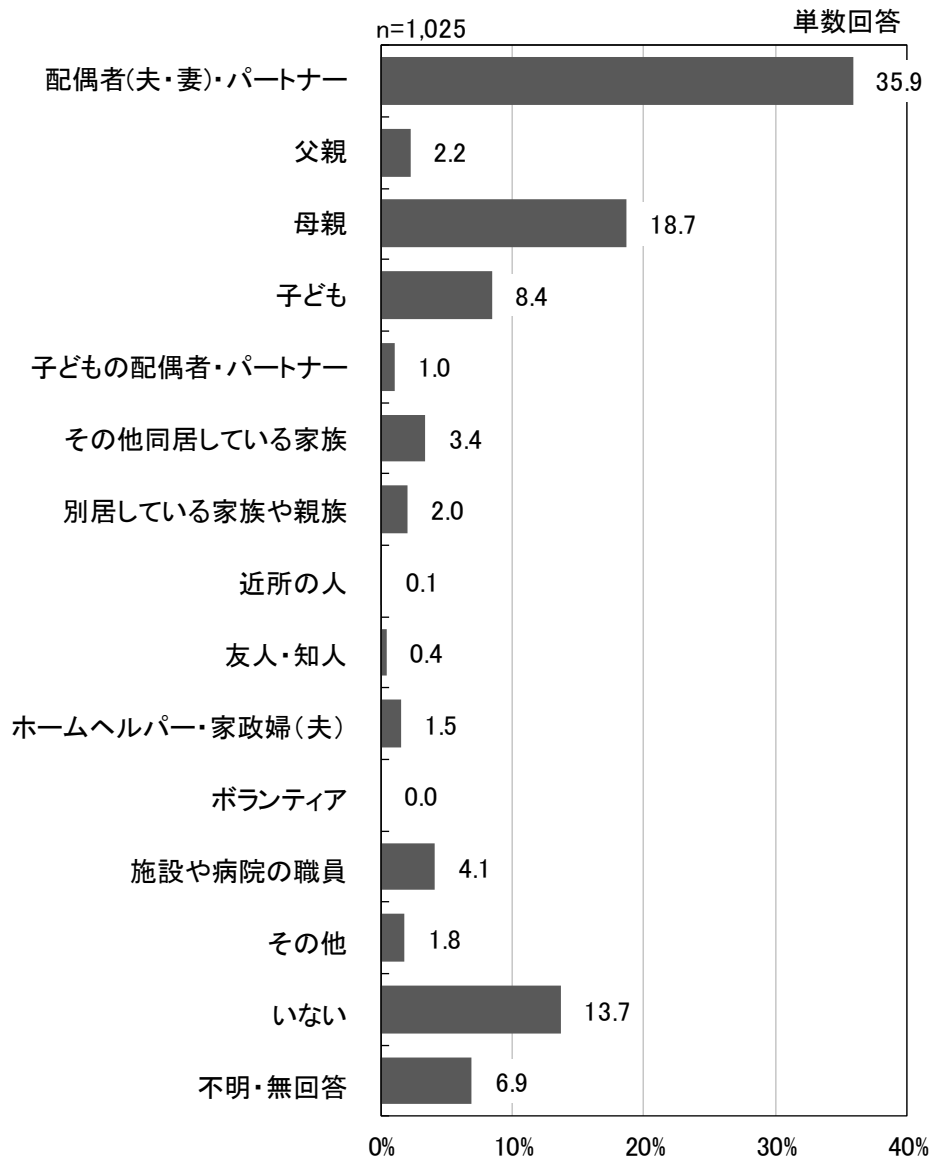
音声コード

【3】 現在、どなたとお暮らしですか。(あてはまるものすべてに○)

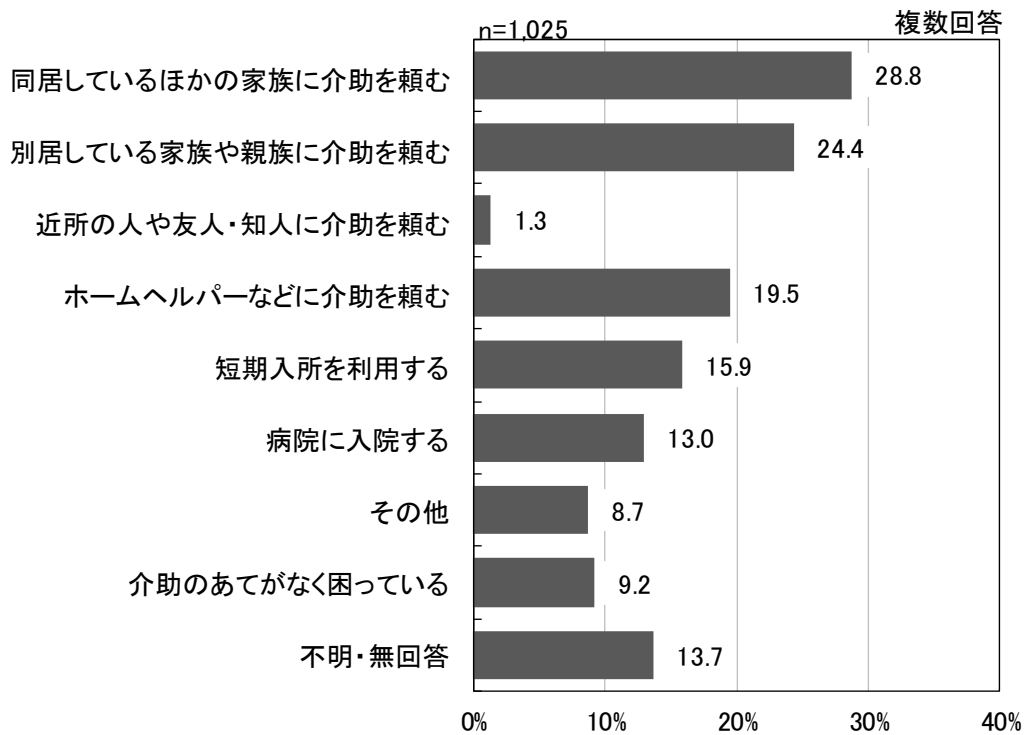




## 【4】主な介助者はどなたですか。(○は1つ)

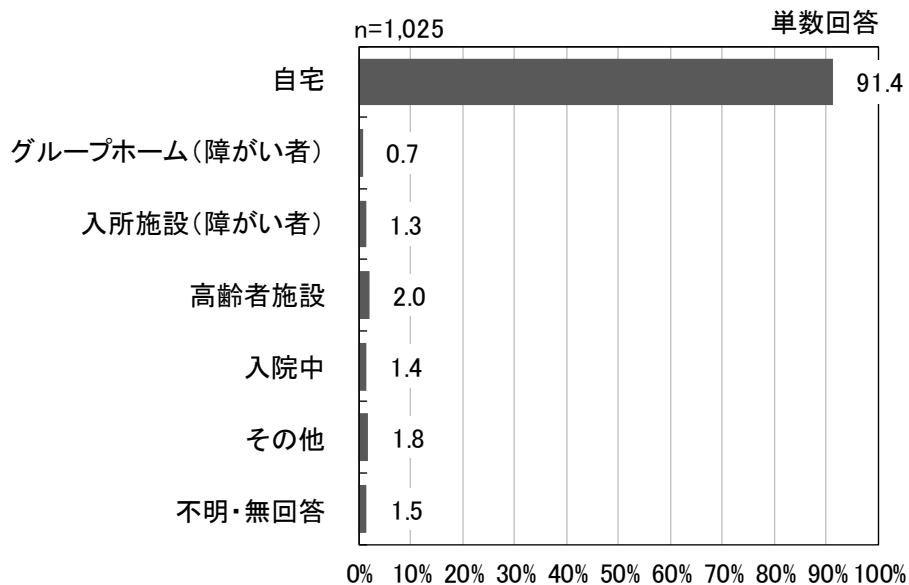


【5】 いつも介助している方が介助できなくなったとき、どうしますか。(あてはまるものすべてに○)

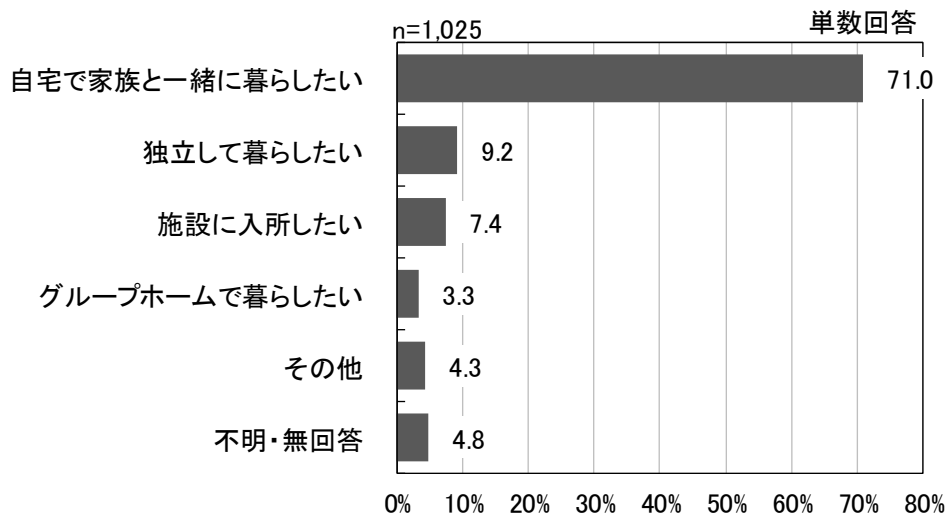


## 暮らしについて

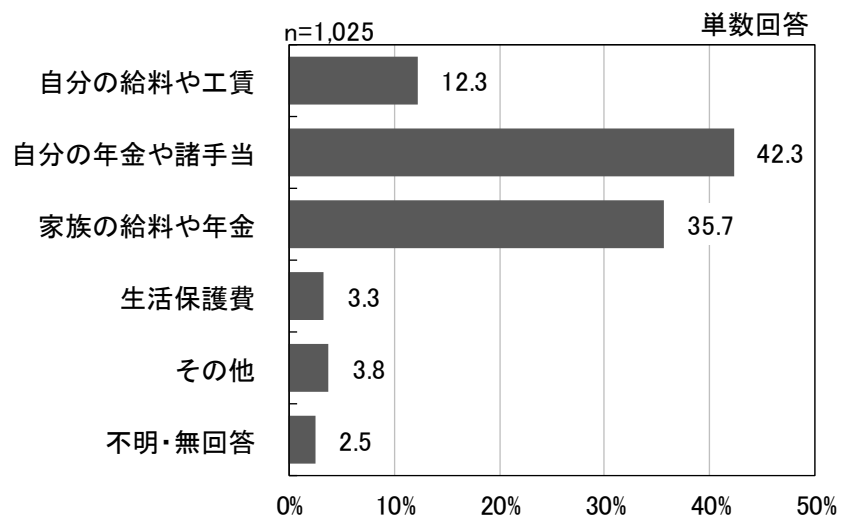
【6】 あなた（宛名のご本人）はどこで生活していますか。(○は1つ)



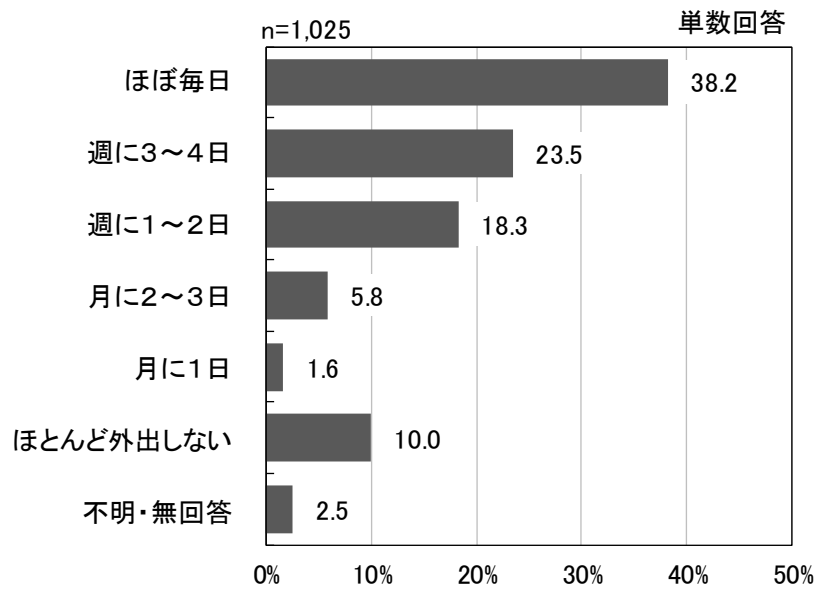
【7】 今後、あなた（宛名のご本人）はどのように暮らしたいと思いますか。（○は1つ）



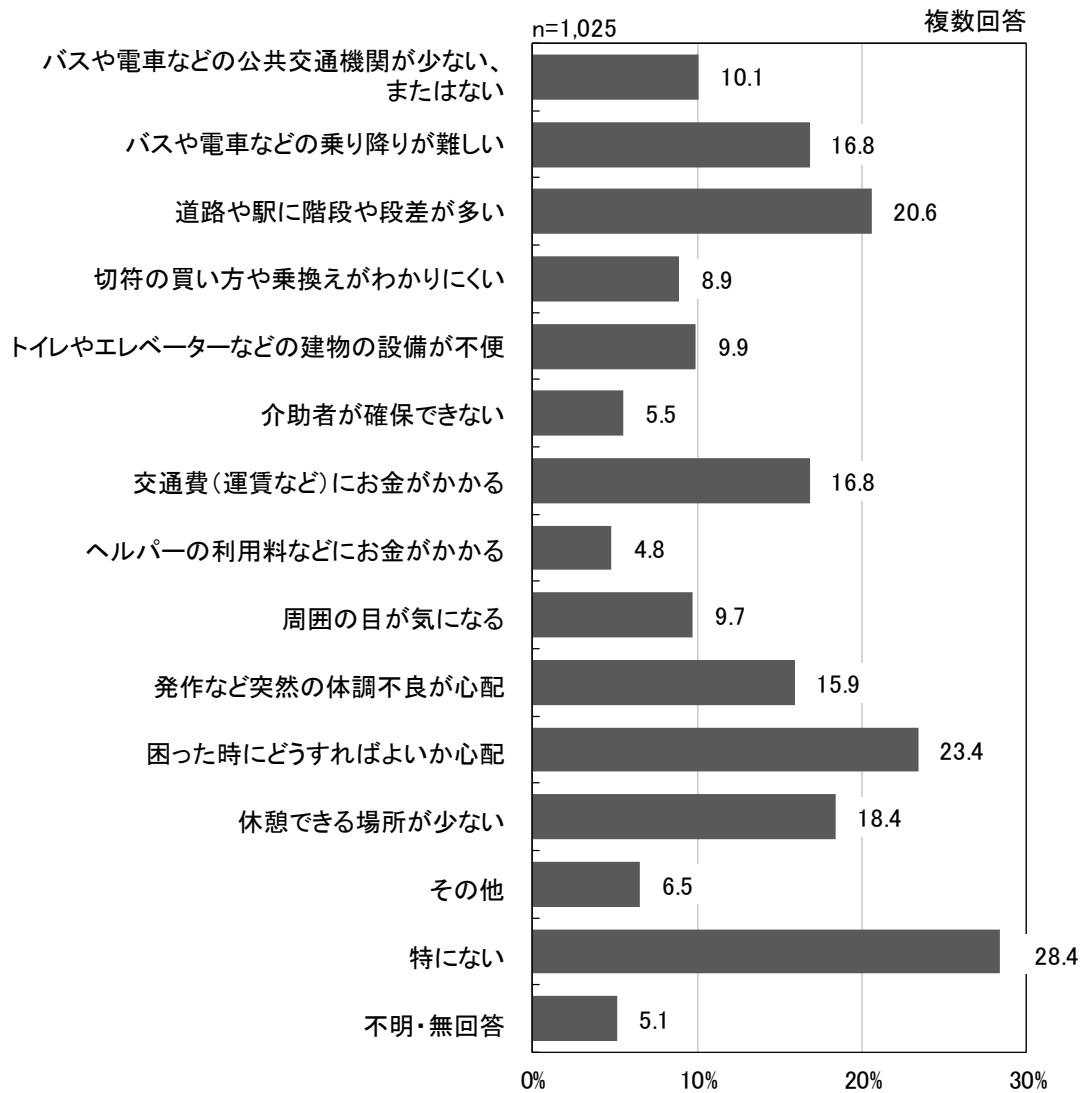
【8】 あなた（宛名のご本人）が生活していく上での、主な収入はどれですか。金額の一番大きいものを選んでください。（○は1つ）



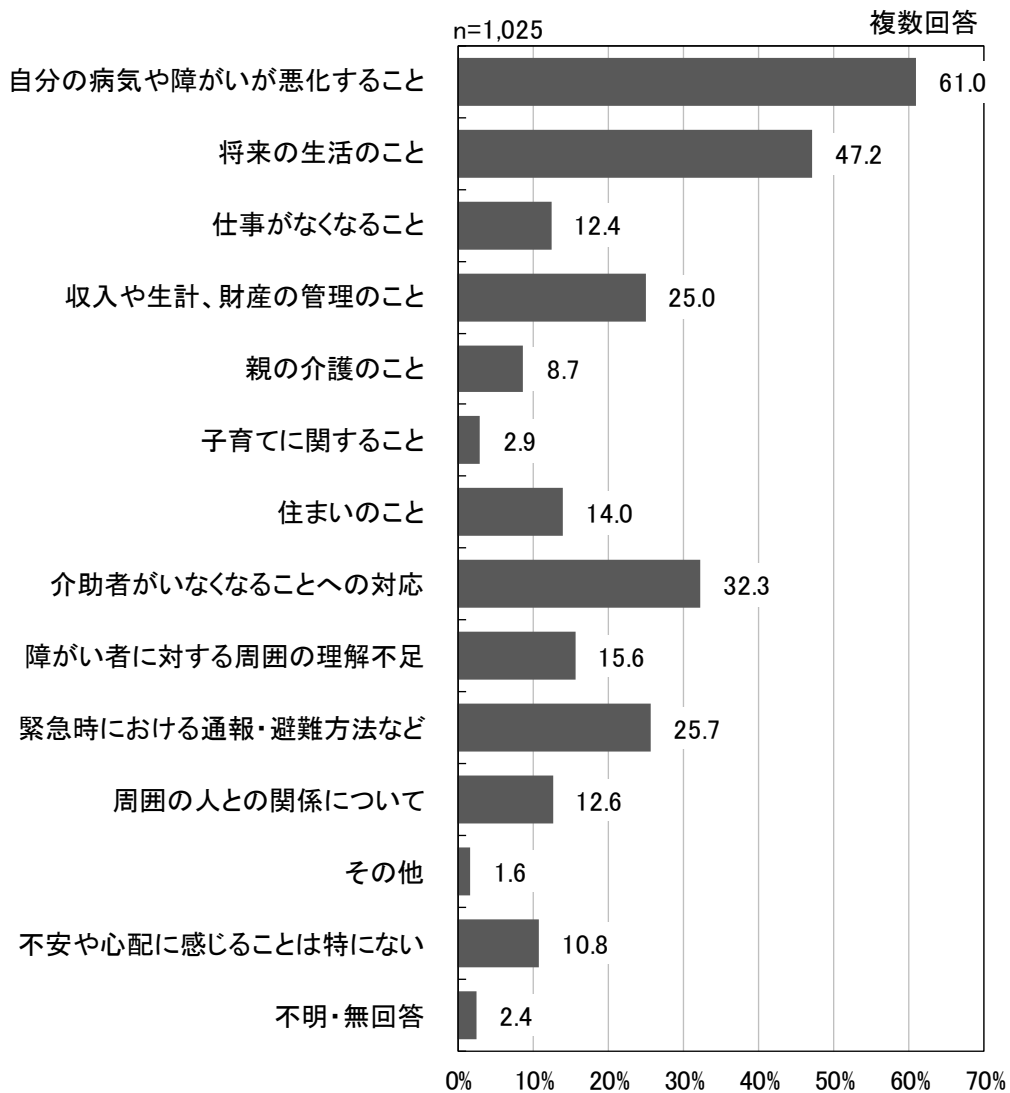
- 【9】 あなた（宛名のご本人）は、仕事・通園・通学を含め、どのくらい外出しますか。（○は1つ）  
※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう休校や外出自粛要請が行われる以前の状況でお答えください。



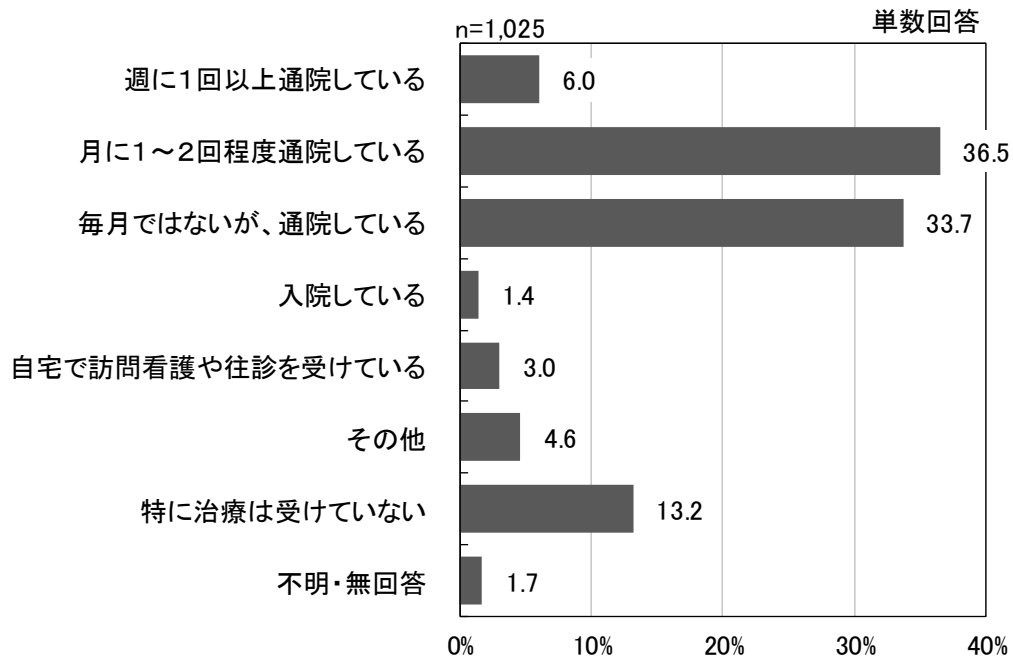
- 【10】 外出時に困ることについて、具体的に教えてください。(あてはまるものすべてに○)  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう休校や外出自粛要請が行われる以前の状況も踏まえてお答えください。



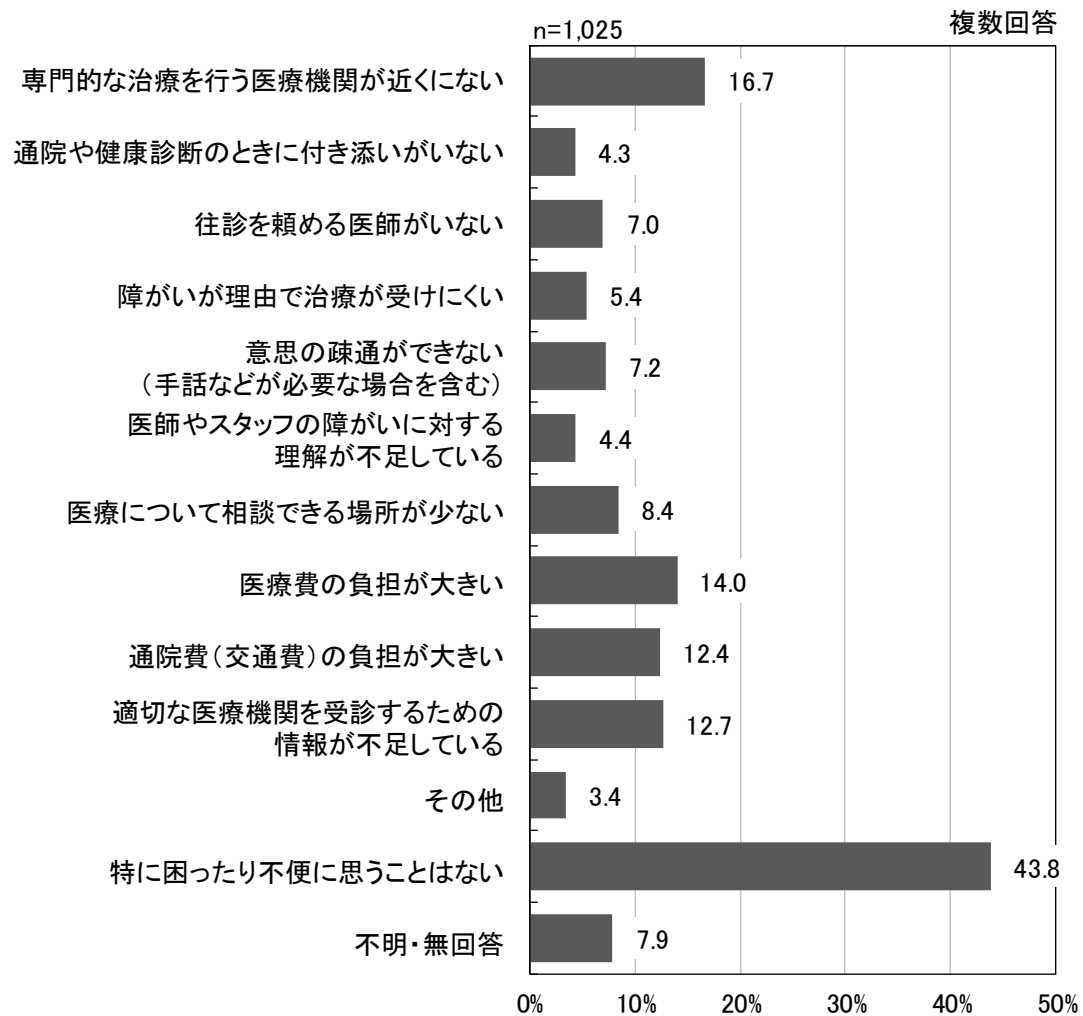
【11】 あなた（宛名のご本人）が現在または将来、不安や心配に感じていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）



【12】 現在、医師の治療（医療行為）を受けていますか。（○は1つ）



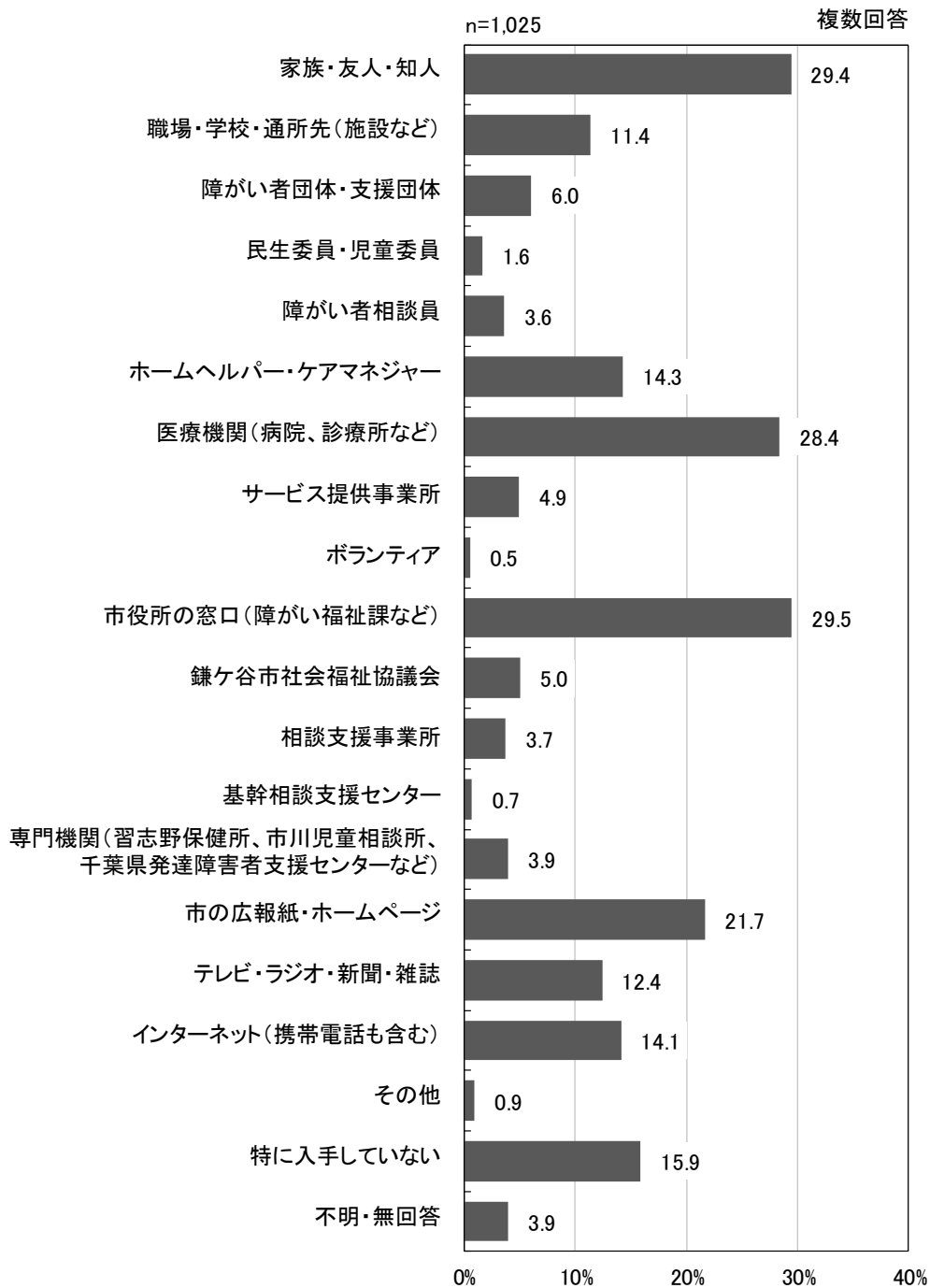
【13】健康管理や医療について、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)





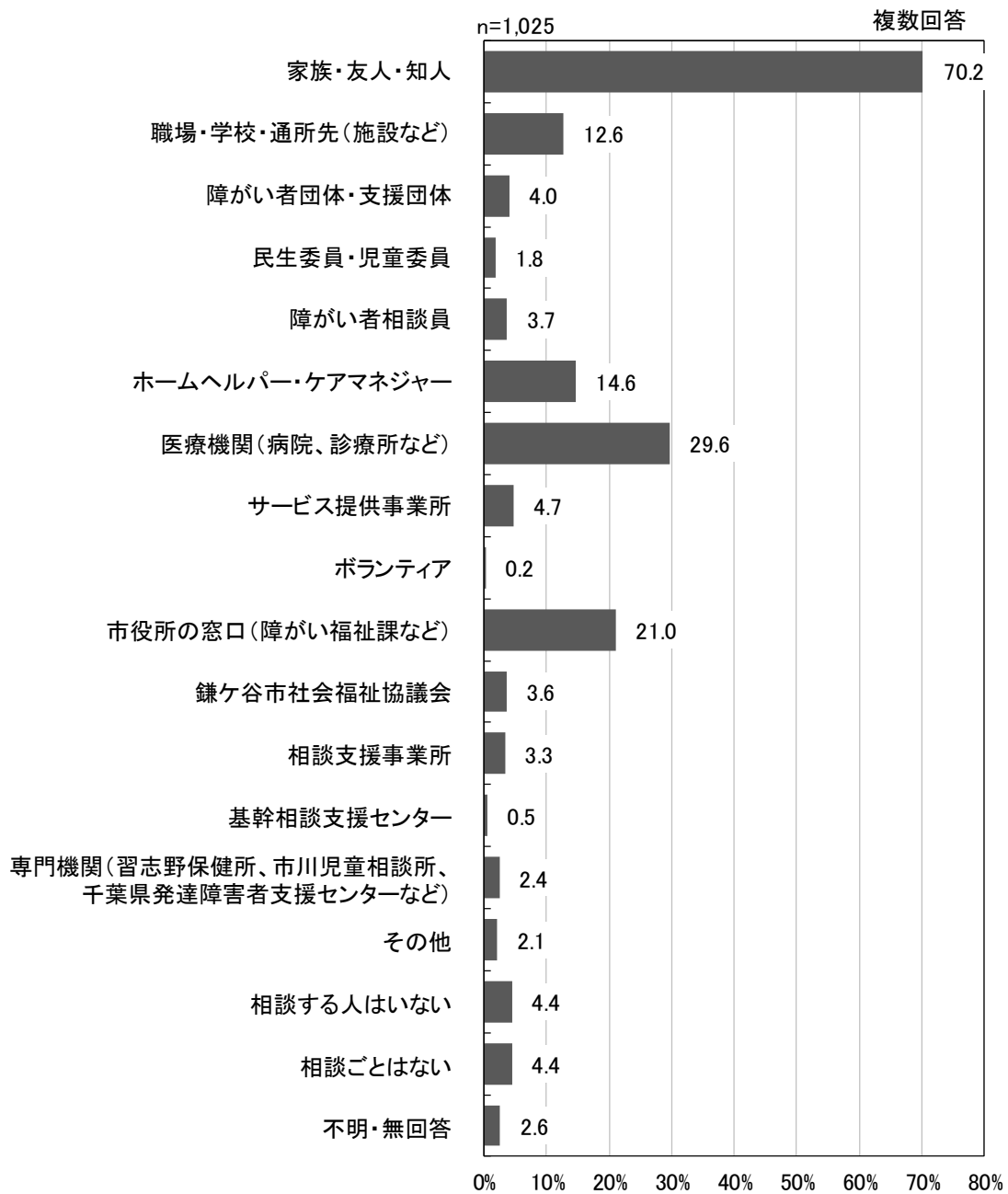
## 情報や相談について

【14】 障がい福祉に関する情報を、何（どこ）で知りますか。（あてはまるものすべてに○）



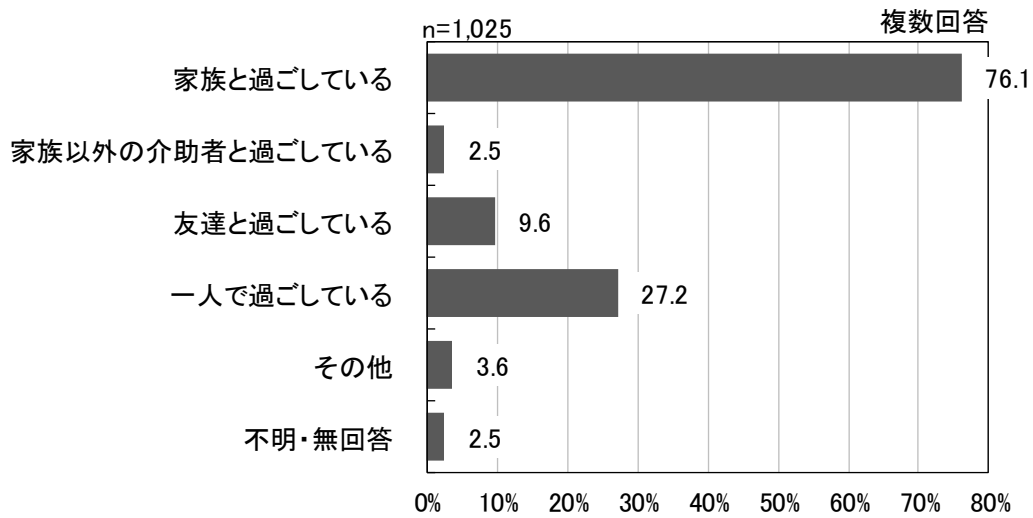
音声コード

【15】 悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか。（あてはまるものすべてに○）



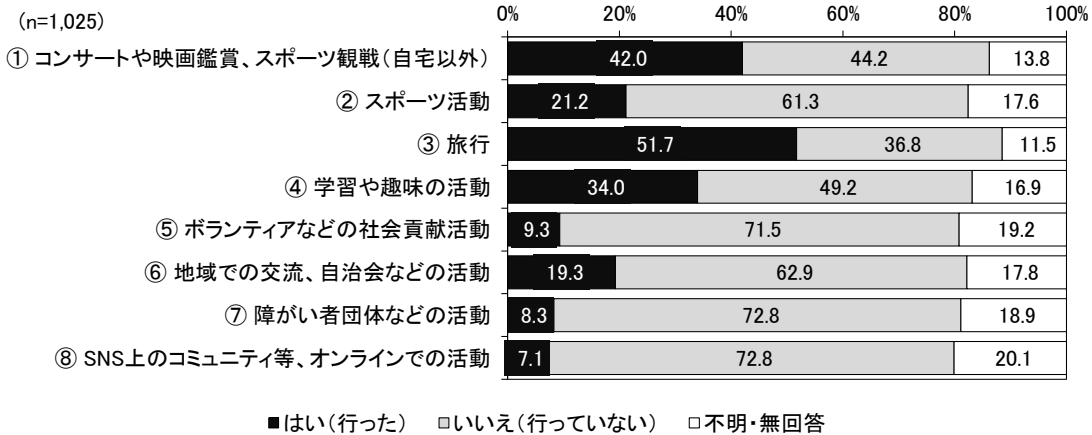
## 地域とのかかわりについて

【16】 あなた（宛名のご本人）は、ふだん、仕事や学校、施設、病院などへ通ったりする以外の時間は、誰と過ごしていることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

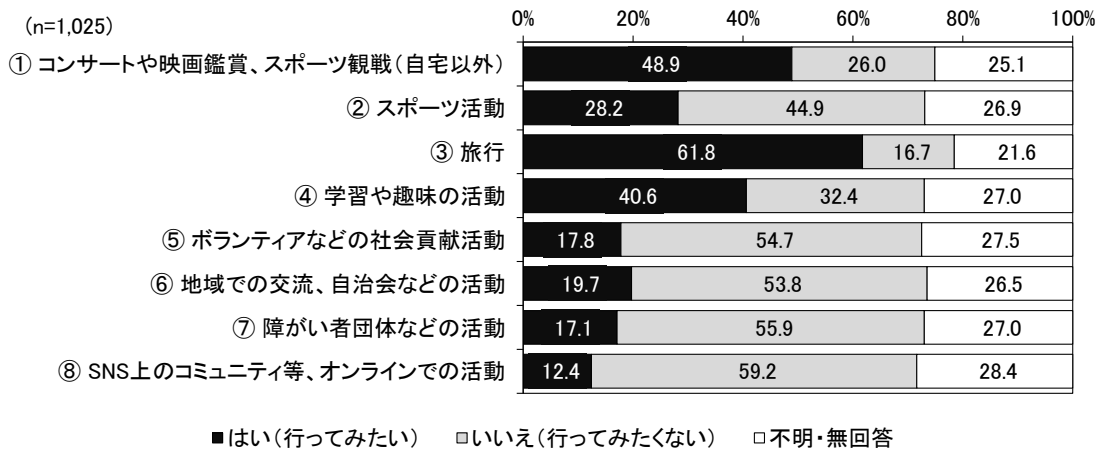


【17】 あなた（宛名のご本人）がここ3年程度の間に行ったことのある活動はありますか。また、今後行ってみたい活動はありますか。（①～⑧について行ったもの、行ってみたいものそれぞれ1つに○）

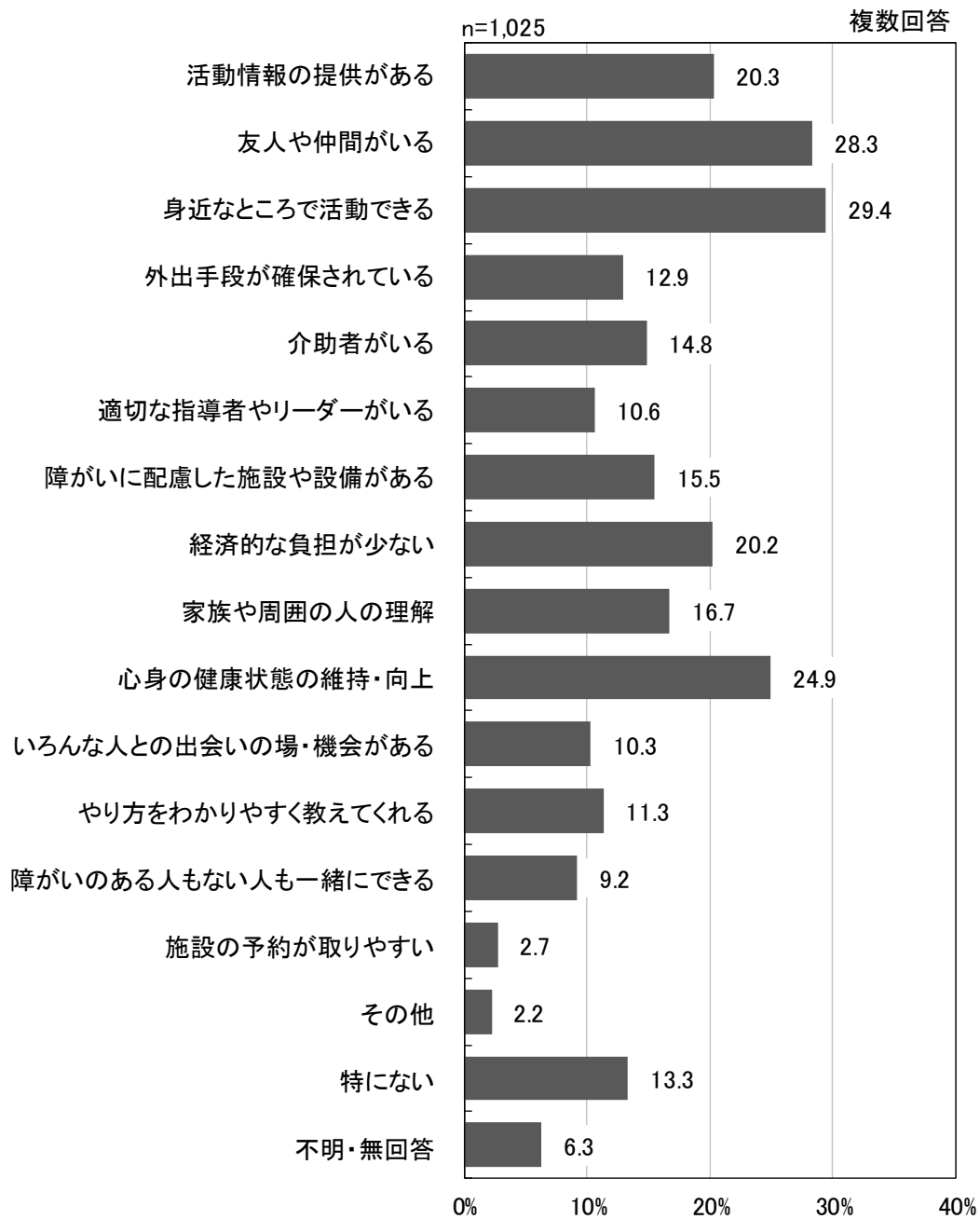
○活動状況



○今後の意向

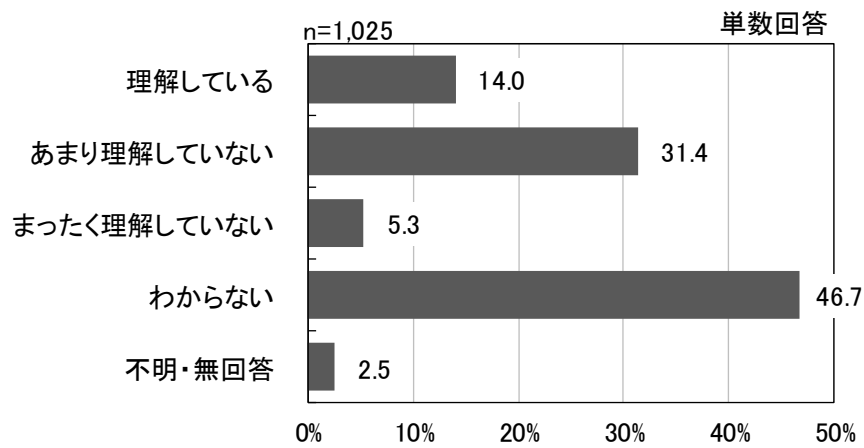


【18】 あなた（宛名のご本人）が社会活動、余暇活動に参加するためには、どのような条件が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

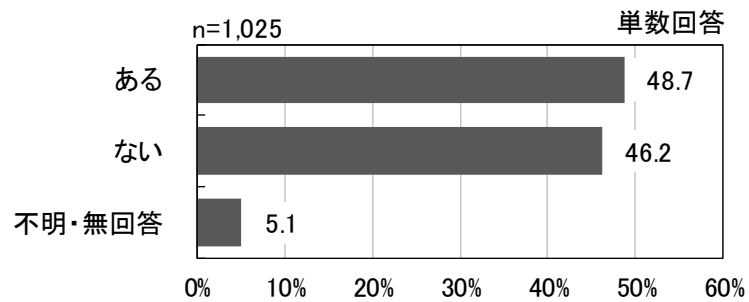


## 障がいへの理解促進について

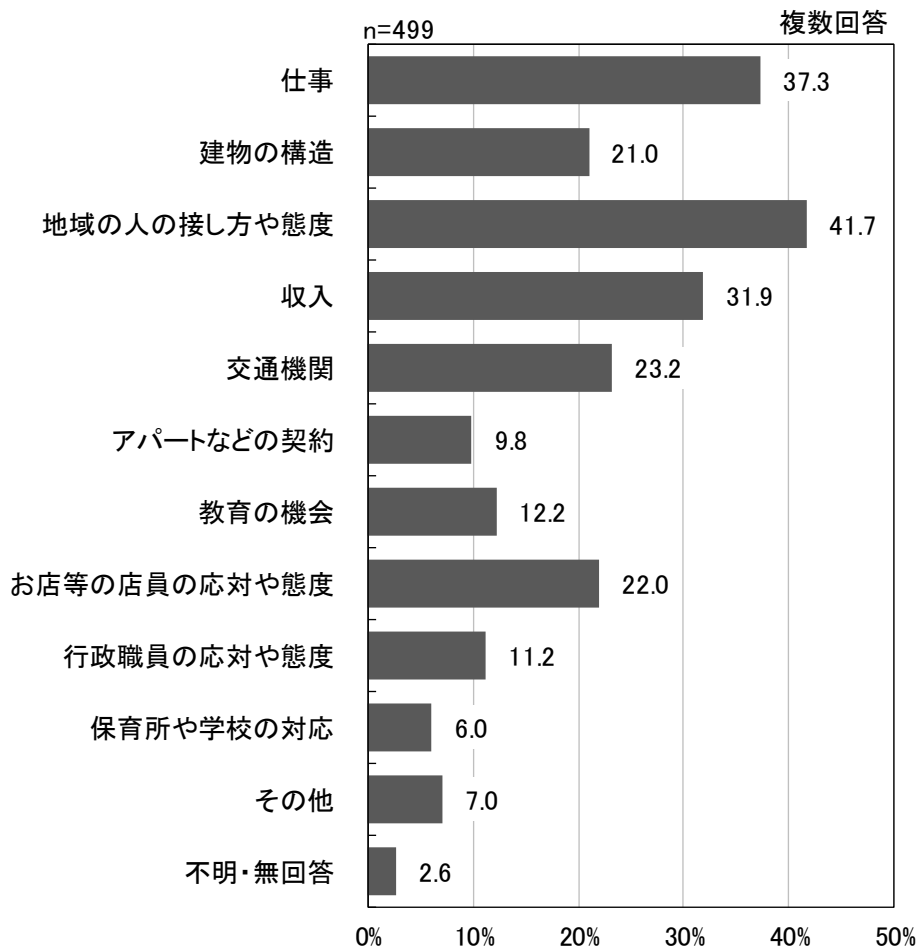
【19】 地域の方は障がいに対して、どの程度理解していると感じますか。(○は1つ)



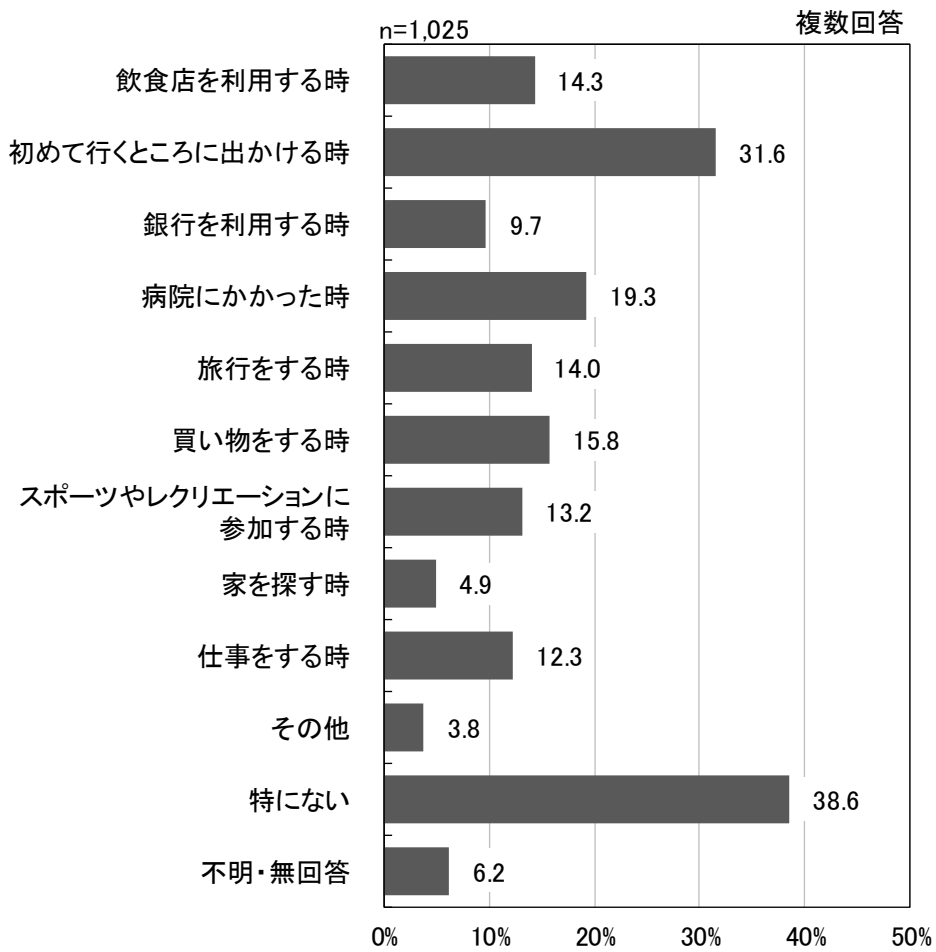
【20】 障がいのある方に対する差別・偏見があると思いますか。(○は1つ)



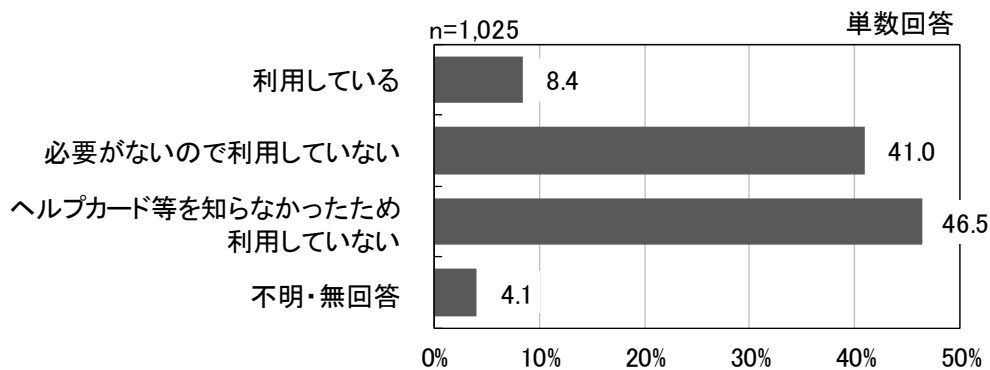
【21】 【19で「ある」を選んだ方】障がいのある方に対する差別・偏見、または理解のなさほど  
 のようなところにあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



【22】 あなた（宛名のご本人）は、相手とコミュニケーションをする時や必要な情報を利用する時に、特にどのような場合に困難を感じますか。（あてはまるものすべてに○）

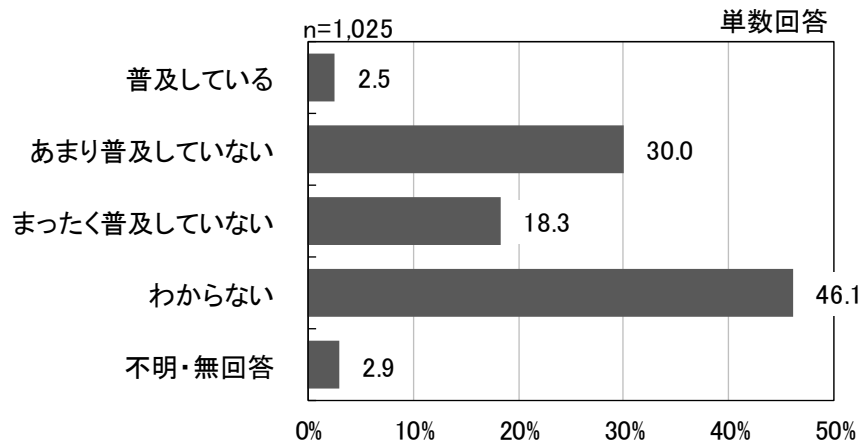


【23】 あなた（宛名のご本人）は、ヘルプカードやヘルプマークを利用していますか。（○は1つ）



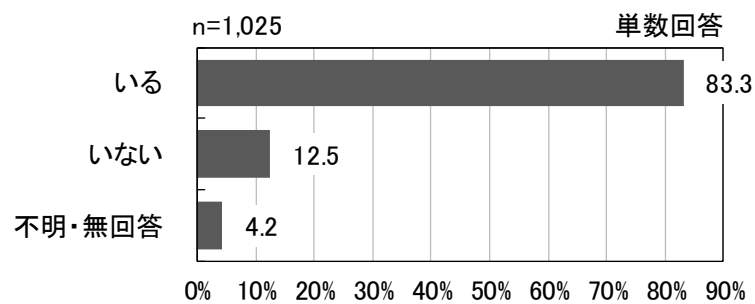


【24】 ヘルプカードやヘルプマークは社会に普及していると思いますか。(○は1つ)

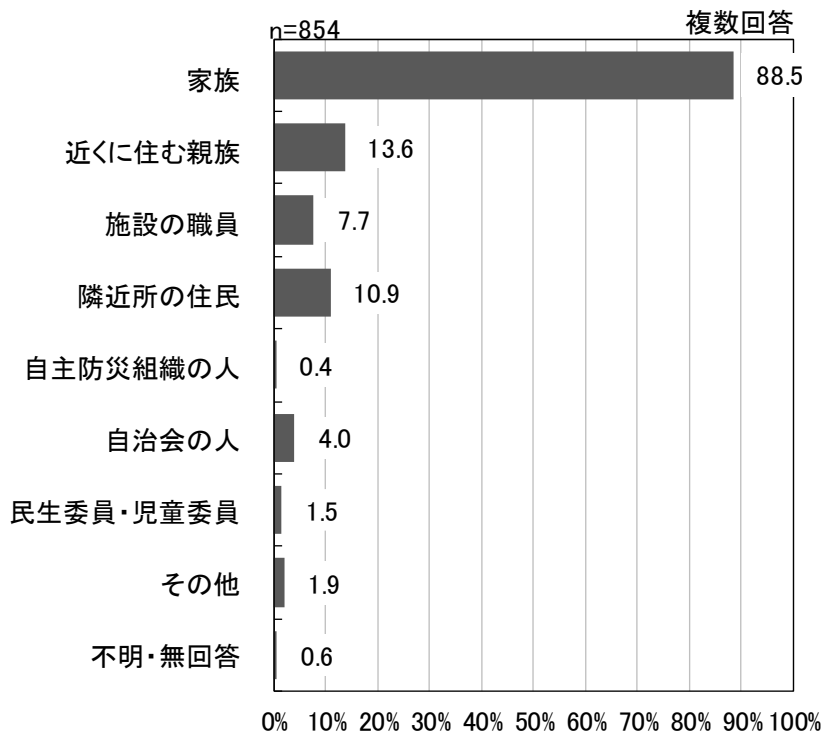


### 地震などの災害時の避難について

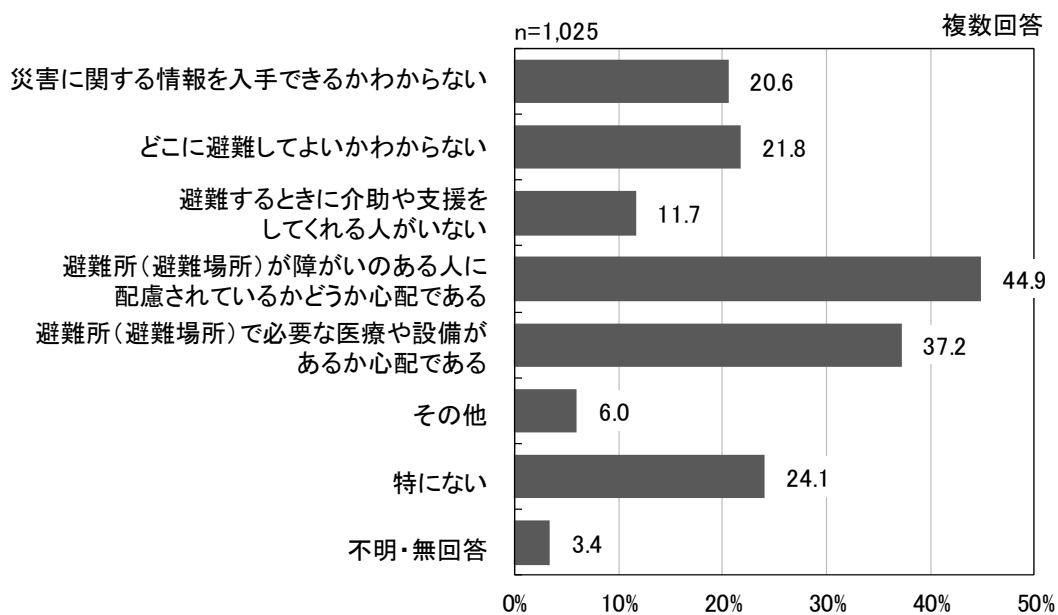
【25】 災害時に1人で避難できない時、手助けしてくれる人はいますか。



【26】（24で「いる」を選んだ方）災害時に1人で避難できない時、手助けしてくれる人はどなたですか。

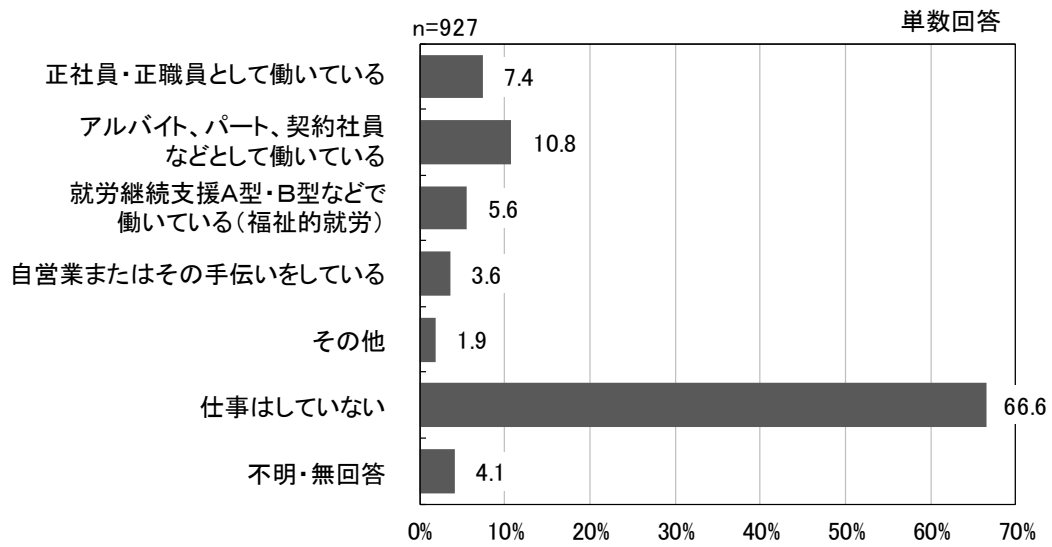


【27】台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。  
（あてはまるものすべてに○）

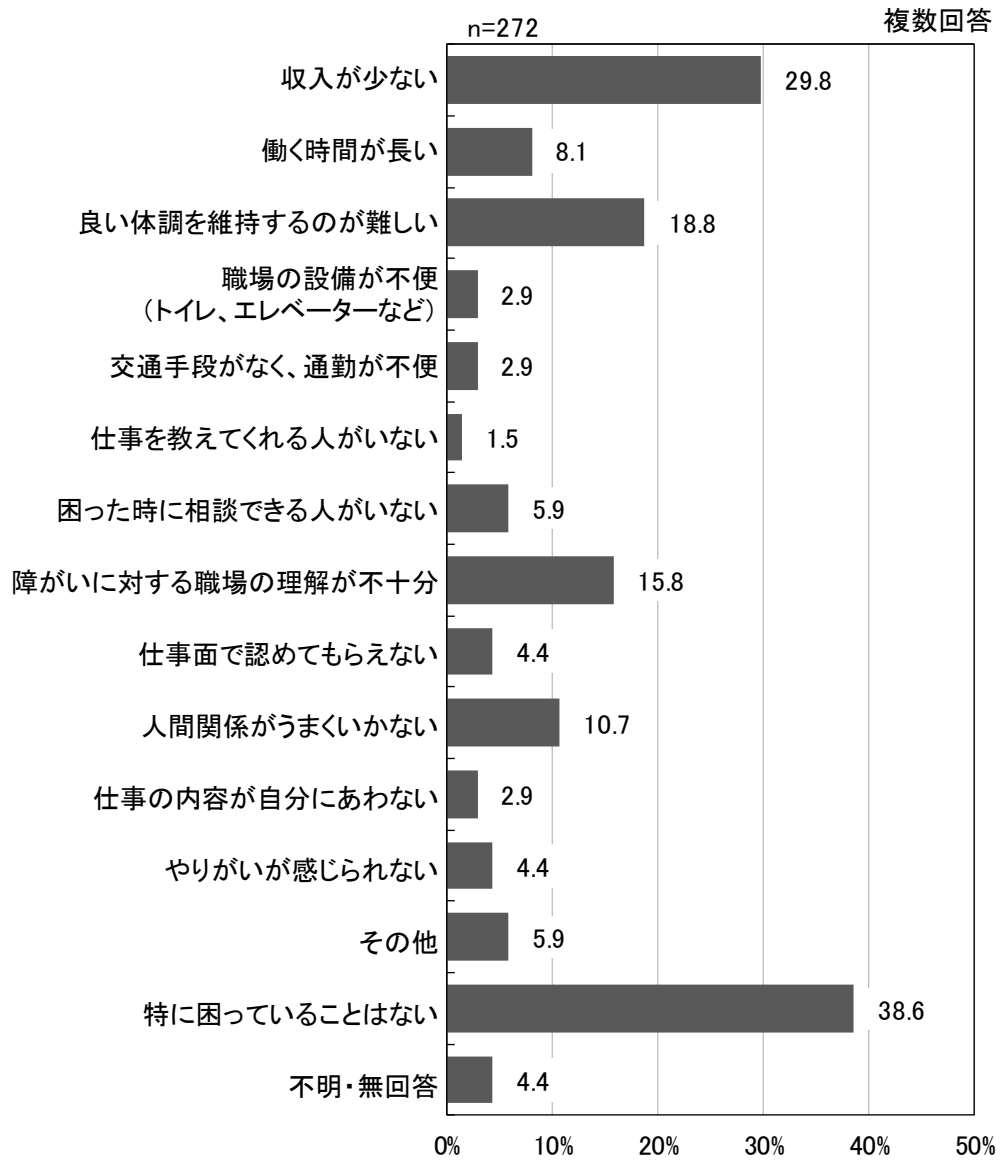


## 就労状況について

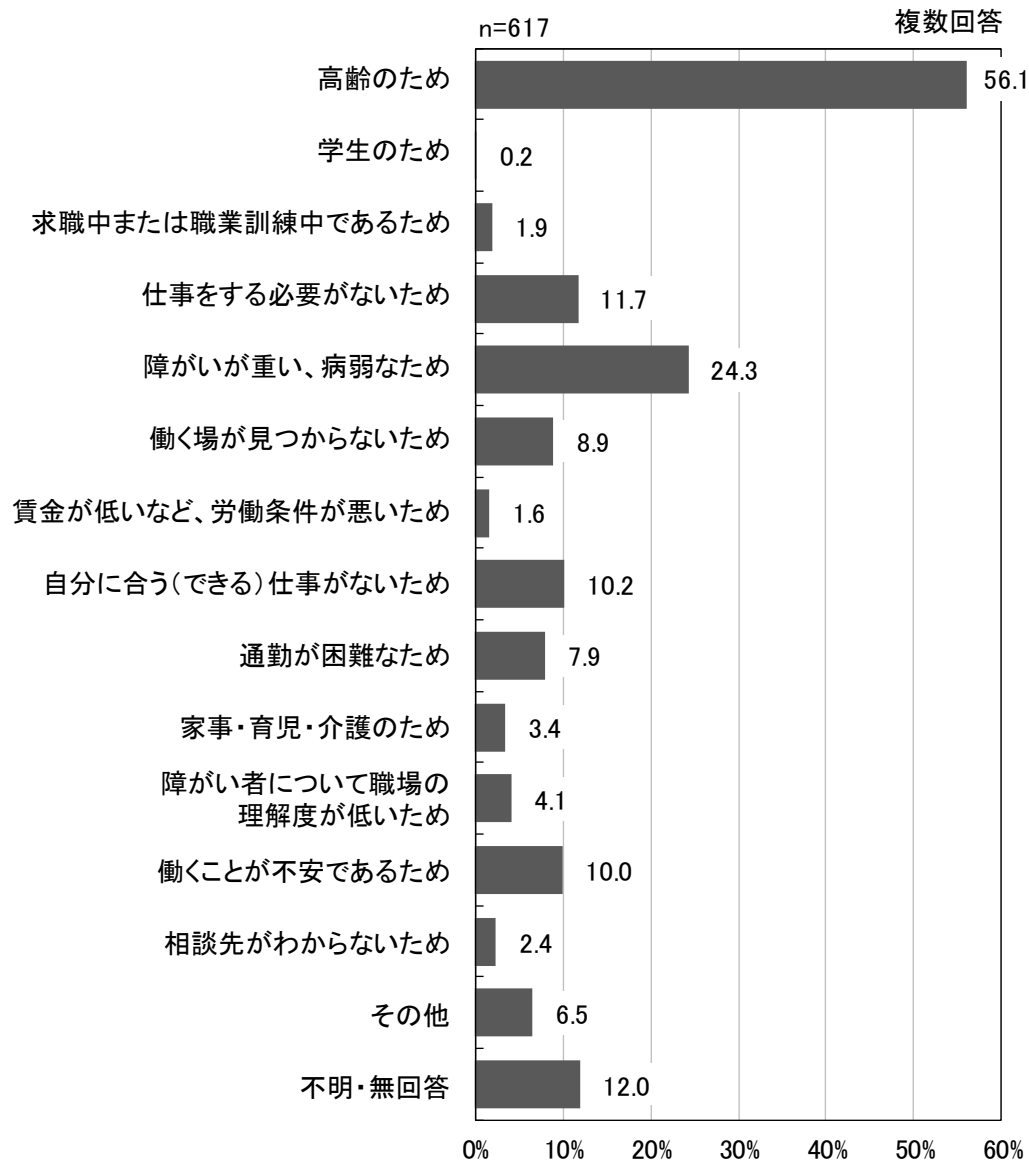
【28】（18歳以上の方）あなた（宛名のご本人）は現在、仕事をしていますか。（○は1つ）



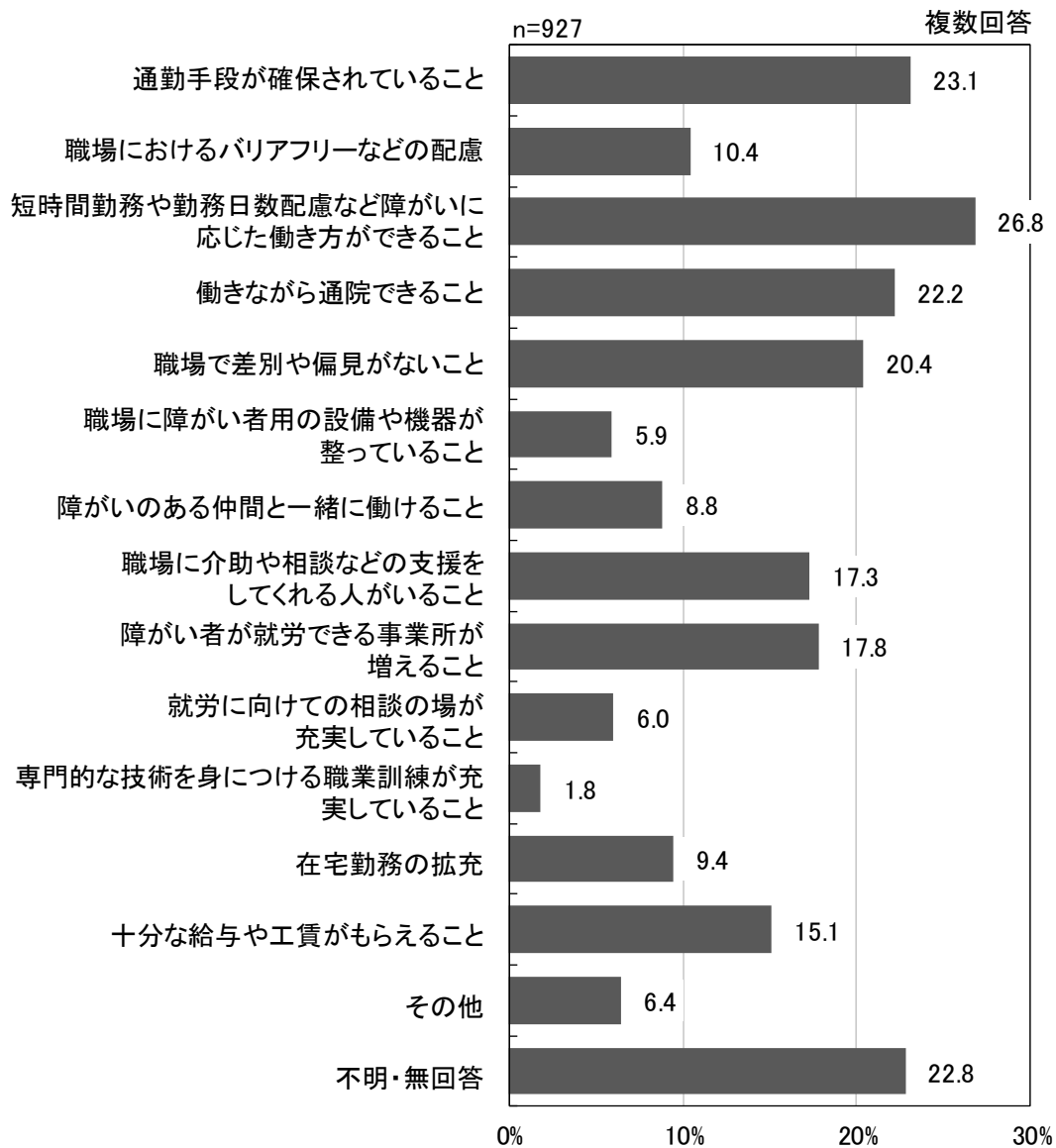
【29】 (18歳以上の方/問32で「正社員・正職員として働いている」～「その他」と回答された方) 働くとき、どのようなことに困ったり不安に思ったりしますか。(〇は3つまで)



【30】（18歳以上の方/問32で「仕事はしていない」と回答された方）働いていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

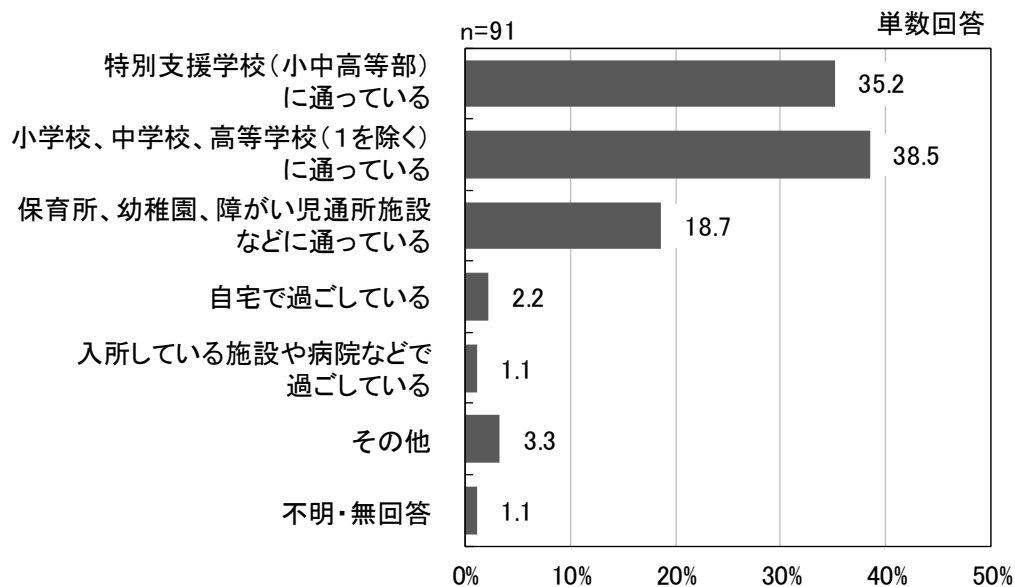


【31】 (18歳以上の方) 働くうえで、どのようなことが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

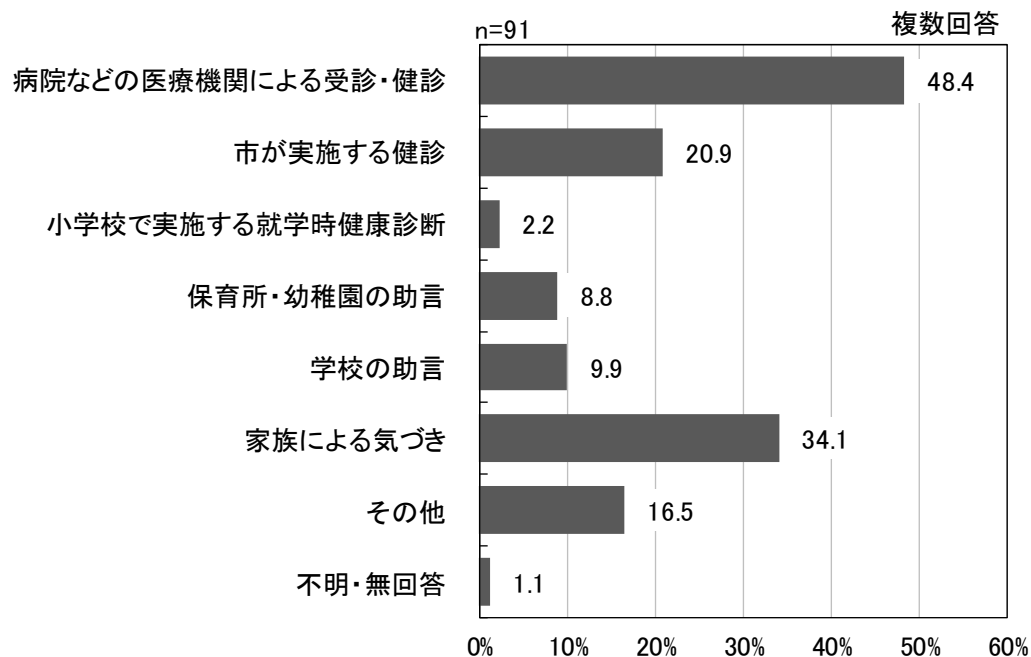


## 障がい児福祉について

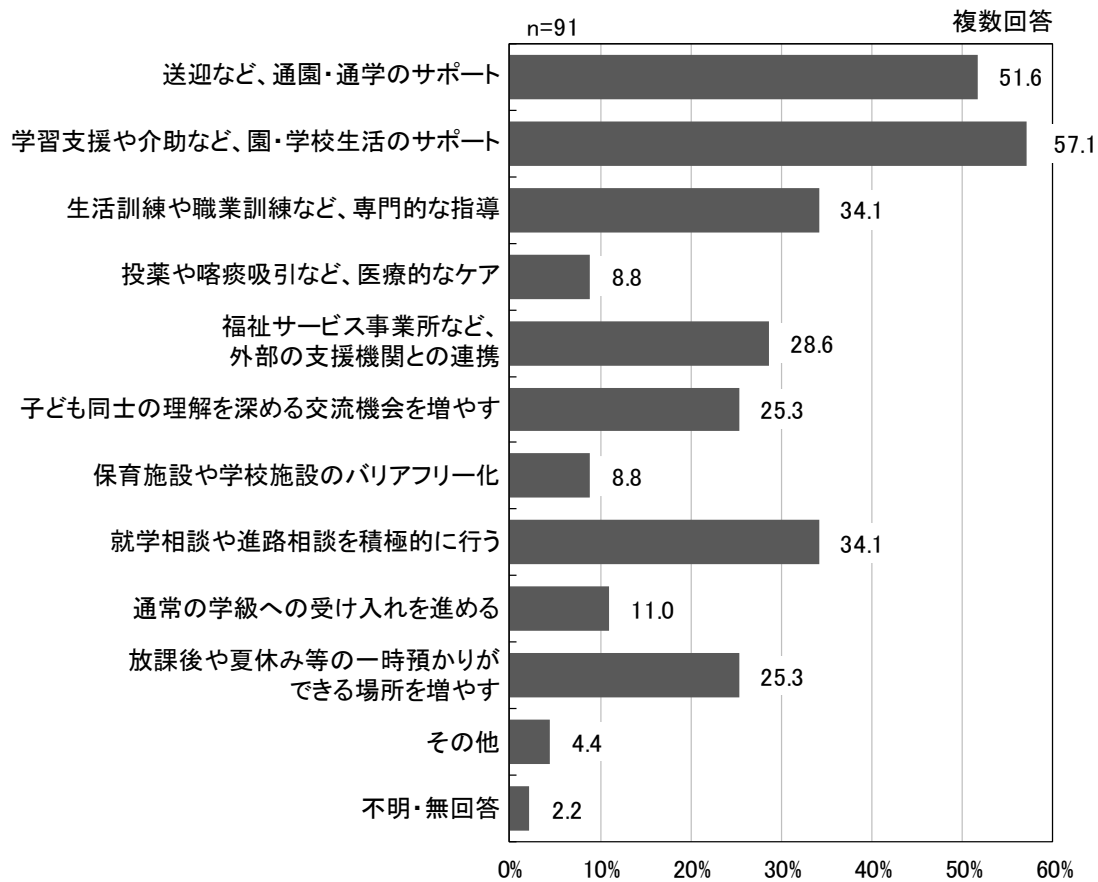
【32】（18歳未満の方）平日の日中をどのように過ごしていますか。（○は1つ）



【33】（18歳未満の方）障がいに気づいたきっかけは何でしたか。（あてはまるものすべてに○）

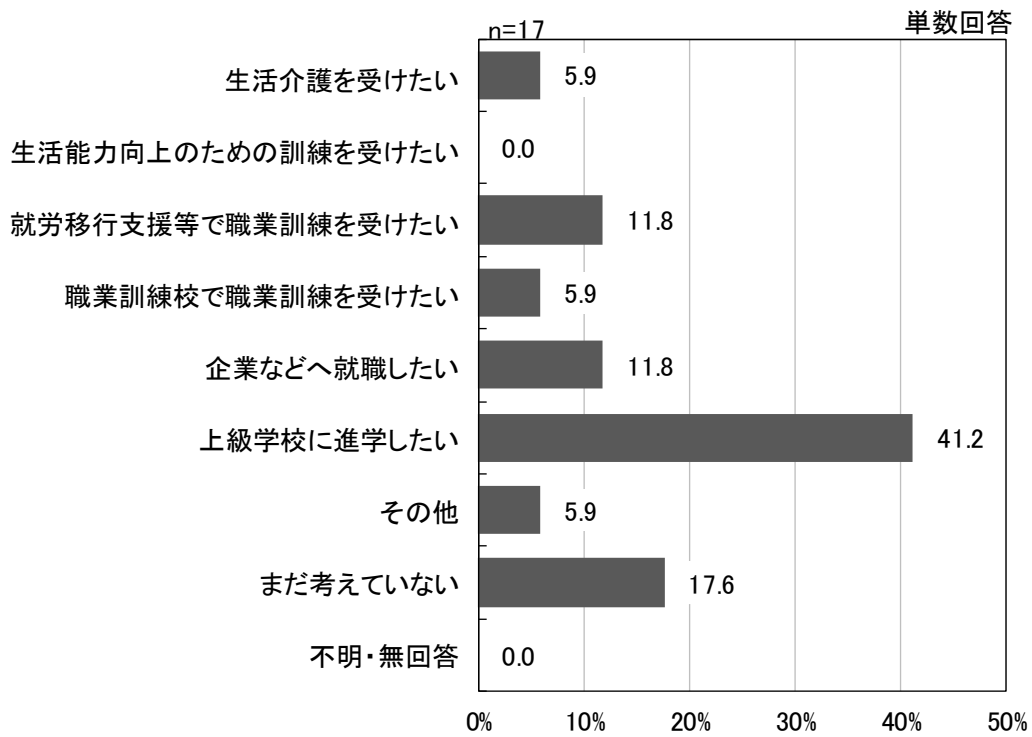


【34】（18歳未満の方）幼稚園、保育所、通園施設などに通ううえで重要と思われるものをお答えください。（○は3つ）



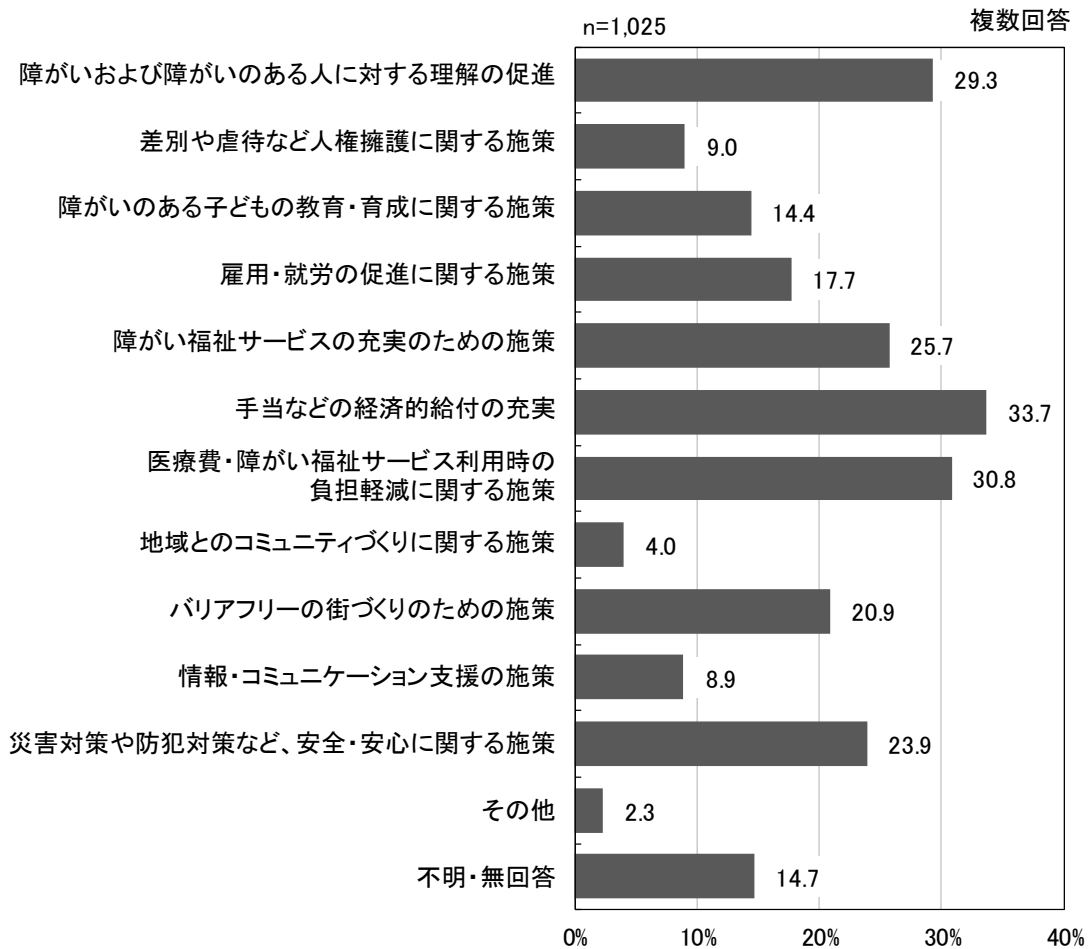


【35】（18歳未満の方/中学校・高等学校在学中の方）今の学校の卒業後について、希望する進路はどれですか。（○は1つ）



## 鎌ケ谷市の障がい者施策について

【36】 あなた（宛名のご本人）が、鎌ケ谷市の施策において、もっとも優先すべきと考えるものは何ですか。（〇は3つまで）



---

## 4 用語解説

---

### ◆ア行

#### 【医療的ケア児】（いりょうてきけあじ）

---

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

#### 【NPO法人】（えぬぴーおーほうじん）

---

NPOとは、民間非営利組織を意味する NonProfitOrganization の略語で、非営利、すなわち営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称である。日本においては、平成 10 年に「特定非営利活動促進法(NPO 法)」が施行され、特定の分野の活動に対し、都道府県または内閣府より認証を受けることで、社団法人の一種であるNPO法人として活動することができる。

### ◆カ行

#### 【かまがや安心 e メール】（かまがやあんしんいーめーる）

---

鎌ヶ谷市の防災・防犯情報や子どもの安全情報等を、あらかじめ登録された携帯電話番号やパソコンへ電子メールで提供するサービス。

#### 【鎌ヶ谷市地域福祉計画】（かまがやしちいきふくしけいかく）

---

地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられている。

#### 【基幹相談支援センター】（きかんそうだんしえんせんたー）

---

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護・虐待防止等を行う。

#### 【グループホーム】

---

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、利用者間の支え合いや、~~障害~~の  
援助を受けながら、少人数で共同生活をする形態。

## 【ケアホーム】

---

日常生活上の介護を要する障がい者を対象として、スタッフ等の援助を受けながら共同生活を送る住まい。平成26年度にグループホームに一元化された。

## 【権利擁護】（けんりようご）

---

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

## 【コーディネーター】

---

ものごとを調整し、取りまとめる役割の人。

## 【個別の教育支援計画】（こべつのきょういくしえんけいかく）

---

障がいがある児童生徒などに対して、学校卒業後までの一貫した支援を行うため、学校などの教育機関が中心となって、家庭や医療機関、福祉施設などと連携・協力して長期的な視点から作成する計画。一貫した教育支援・情報共有を行うために活用される。

## 【個別の指導計画】（こべつのしどうけいかく）

---

学校の教育課程において、障がいがある児童生徒など一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

# ◆サ行

## 【サポートファイル】

---

障がいのある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノート。ライフステージの変化などに伴い、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援につなげることができる。

## 【障害者基本法】（しょうがいしゃきほんほう）

---

昭和45年に制定された、障がいのある人に対する支援等の施策や理念などに関する法律。障がいのある人のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにして、

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めることで、障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。平成23年に、障がい者の定義などの改正が行われ、同年8月に施行された。

【障害者自立支援法】（しょうがいしゃじりつしえんほう）

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成17年11月に制定され、平成18年度より施行された。また、平成22年4月には、利用者の負担を見直す改正が行われた。

【障害者就業・生活支援センター】（しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。障害者雇用促進法に基づく支援機関。

【障害者総合支援法】（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」。施行日は平成25年4月1日。

【障がい者相談員】（しょうがいしゃそうだんいん）

障がいのある人からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う、市長から委嘱を受けた民間の協力者。

【障害者文化芸術推進法】（しょうがいしゃぶんかげいじゅつすいしんほう）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としたもの。施行日は平成30年6月13日。

【障害者優先調達推進法】（しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がいのある人の就労施

設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。施行日は平成 25 年4月1日。

#### 【情報アクセシビリティ】（じょうほうあくせしびりてい）

年齢や障がいの有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### 【自立支援医療精神通院】（じりつしえんいりょうせいしんつういん）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。

#### 【成年後見制度】（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」「補助」「保佐」の3類型に分かれる。

## ◆夕行

#### 【地域活動支援センター】（ちいきかつどうしえんせんたー）

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

#### 【地域共生社会】（ちいききょうせいしゃかい）

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

#### 【地域生活支援拠点】（ちいきせいかつしえんきよてん）

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

## 【地域生活支援事業】（ちいきせいかつしえんじぎょう）

障害者総合支援法に基づき市町村及び都道府県が、その地域の実情等に応じて提供する行政サービス。障害福祉サービスとは異なり、自治体が柔軟な形態により実施することが可能。

## 【地域包括ケアシステム】（ちいきほうかつけあしすてむ）

厚生労働省が構築に向けて推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目指している。

## 【読書バリアフリー法】（どくしょばりあふりーほう）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的としたもの。視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律の略称。施行日は令和元年6月28日。

## ◆ナ行

## 【Net119】（ねつといちいちきゅう）

聴覚や言語機能に障がいのある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。

## ◆ハ行

## 【発達障がい】（はったつしょうがい）

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

## 【バリアフリー】

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリーFree)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をい

うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

#### 【ハローワーク】

---

公共職業安定所。職を求める人間と人材を求める事業所の仲介や斡旋を行う公的機関。

#### 【ピアサポート】

---

ピア(Peer)とは「仲間」を意味し、障がいのある人の場合は、障がいのある人やその家族が、当事者同士で集まり、お互いの課題や抱えている辛さを共有し、分かち合い、助け合うこと。

#### 【避難行動要支援者】(ひなんこうどうようしえんしゃ)

---

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人。

#### 【福祉的就労】(ふくしてきしゅうろう)

---

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

#### 【ペアレントトレーニング】

---

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

#### 【ペアレントプログラム】

---

地域での普及を図るために開発された、ペアレントトレーニングよりも簡易なプログラム。

#### 【ペアレントメンター】

---

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

#### 【ヘルプマーク】

---

障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見から分からない人が、支援等を必要としていることを知らせるためのもの。



## 【補装具】（ほそうぐ）

身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子などがある。

## ◆マ行

## 【面的整備型】（めんてきせいびがた）

地域生活支援拠点等の整備手法の一つで、地域おける複数の機関が分担して機能を担う体制のこと。

## ◆ヤ行

## 【ユニバーサルデザイン】

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

## 【要配慮者】（ようはいりよしゃ）

障がいのある人のほか、高齢者、乳幼児、外国人など、防災対策を進めるうえで特に配慮を必要とする人のこと。

## 【要約筆記】（ようやくひっき）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられてきている。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記奉仕員が行う。

## ◆ラ行

## 【ライフステージ】

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階をいう。

## 【療育】（りょういく）

---

障がいのある子どもが、障がいの進行を食い止めるなど社会的に自立することを目的として行われる治療教育の略称。

## 【レスパイト】

---

障がいのある人などを在宅で介助・支援している家族の負担を減らす事を目的に、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうために家族を支援すること。